

第9章 子育て・要保護児童支援対策

【子育て支援課・各保健福祉事務所・各児童相談所・さわらび学園】

第1節 児童福祉施設等被害状況把握及び復旧支援関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【子育て支援課】

1. 人的被害の状況

■児童福祉施設等における人的被害の状況については、利用可能な通信手段等により、地震発生直後から各関係機関等を通して調査を開始した。

■さらに、平成23年3月18日には、各保健福祉事務所に対して文書で調査を依頼するとともに、施設等の物的被害状況も含め、ライフライン及び周辺状況等の調査項目を示した上で、統一した書式による実態の把握を始めた。

2. 児童福祉施設の被害状況

■児童福祉施設の施設被害状況についても、人的被害と同様に調査を行い、その結果を踏まえ、被災した施設の復旧支援に当たり、災害復旧事業費を平成23年5月補正予算に計上した。

■平成23年3月28日から、県内保育所の保育状況の集約を行い、その状況を当課ホームページに掲載した。（各種支援団体等の参考資料となった。）その後も、状況確認の都度、情報を更新した。

※児童福祉施設の被害状況（平成24年3月31日現在）

施設数	全壊	半壊	入所者		職員（里親含む）	
			死者	行方不明者	死者	行方不明者
1,166	51	26	58	13	6	2

3. 児童福祉施設の復旧支援【資料1】

■国庫補助対象外保育所の災害復旧支援について、補助対象とするよう国に対して要望を行う（平成23年4月8日、5月20日、6月23日、7月25日、8月4日、9月9日、10月5日付け東日本大震災に対処するための継続的な予算措置等を求める要望書）とともに、平成23年7月26日には、宮城県現地対策本部長へ要望を行った。

■平成23年5月20日に、各市町村児童福祉担当課長及び各認可保育所設置団体代表者あて「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」を发出し、当課のホームページに関係通知等を掲載した。

■児童福祉施設等における追加協議施設及び所要額変更の有無等を確認するため、各市町村児童福祉担当課長及び各認可保育所設置団体代表者あて「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」を平成23年7月28日に发出した。

■平成23年8月11日付けで、国から「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の通知があり、各市町村等へ通知した。

■平成23年8月23日に、国庫補助の対象とならない保育所等の設置者や私立保育所の設置者が行う災害復旧事業の負担軽減を図るため、県の復興基金を財源とした「被災私立保育所等整備支援事業」の予算措置を行った。

■平成23年9月2日に、東北厚生局からの連絡に基づく、児童福祉施設等の書類提出について通知するため、各市町村児童福祉担当課長及び各認可保育所設置団体代表者あて「東日本大震災に係る社会福祉施設

設等災害復旧費国庫補助の協議について」を発出した。

■児童福祉施設等の各市町村担当者及び施設担当者に対する国庫補助の机上査定（ヒアリング）について、平成23年9月中旬及び10月から平成24年3月にかけて実施された。

■国の一次補正により、子育て支援のための拠点施設等（放課後児童健全育成事業，地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業，家庭的保育事業）における，事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用が補助される「子育て支援事業設備等復旧支援事業」が創設された。それに加え，三次補正により，対象となる施設（児童養護施設，母子生活支援施設，保育所，児童厚生施設等）が拡大されたことから，事業費を平成23年度2月補正予算に計上した。

■平成23年度「子育て支援事業設備等復旧支援事業」の補助実績額については，下記のとおりである。

○私立保育所（認可保育所）	16 施設	12,070 千円
○公立保育所	57 施設	30,421 千円
○へき地保育所	1 施設	1,103 千円
○認可外保育施設	19 施設	20,767 千円
○子育て支援拠点施設	18 施設	13,486 千円
○児童厚生施設	7 施設	3,958 千円

■平成23年度「被災私立保育所等整備支援事業」の補助実績は，下記のとおりである。

○私立認可保育所	46 施設	（うち仙台市 31 施設	その他 15 施設）
○認可外保育施設	4 施設	（うち仙台市 2 施設	その他 2 施設）

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■平成23年9月から11月にかけて，全ての公立保育所を対象に実地により指導監査を行った。特に，今年度は防災対策，安全衛生管理の徹底を図るよう指導した。

【仙台保健福祉事務所】

■平成23年3月下旬から，各保育所等の被災状況を電話及び現地踏査により確認した。また，平成23年9月から平成23年11月にかけて，休園中の保育所を除いた全公立保育所へ実地による指導監査を行った。特に，防災対策，安全衛生管理の徹底を図った。

【北部保健福祉事務所】

■平成23年3月14日から，各市町担当課を通じ，保育所及び認可外保育施設の被災状況の確認を行った。

【東部保健福祉事務所】

■平成23年3月下旬から，各保育所等の被災状況を電話及び現地踏査により確認した。平成23年10月から平成24年2月にかけて，全保育所等の現地調査を行った。

【気仙沼保健福祉事務所】

■平成23年3月下旬に，各保育所等の被災状況を電話及び現地踏査により確認した。管内の保育所において全壊は7施設で，入所者の人的被害は無かった。

■平成23年4月中旬に，被災した保育所が再開するにあたって，衛生面での現地調査を行った。

【さわらび学園】

1. 地震発生直後の状況

- 入所措置児童数 29名（男児 21名，女児 8名：うち女児1名は措置停止中）
- グループワーク，清掃作業中に地震が発生し，在園している児童全員がグラウンドに避難した。
- 職員と共に外出していた女子児童2名いたが，夕方無事に帰園した。
- 雪が舞うなど寒かったが，余震が続いていたため，焚き火をしながら午後6時頃までグラウンドに避難した。

2. 被害の状況

- 人的被害 なし
- 物的被害
 - ・本館2階 視聴覚教室の天井のズレ
各教室の照明器具の落下
 - ・寮舎カベのひび割れ
 - ・ゲストハウス（エントランス）と道路の境目の亀裂
 - ・受水槽からの漏水（使用不能）
 - ・グラウンド東側の地割れ（側溝が沈下）

3. 対応状況

- 午後6時頃にそれぞれの寮に戻り，非常食（パンやアルファ米）で夕食を摂った。
- 余震が続いていたため，緊急避難に備え全員で寮のホールで就寝した。
- 電話が繋がらず入所児童の安否情報を提供できなかったため，ラジオ番組の中で「児童及び職員が全員無事である」ことを放送してもらった。
- 3/18までには，児童相談所等を通して児童の情報を保護者に伝えることができた。
- 食事について
 - ・ガス・水道が使えないため厨房での調理ができず，1日2食（朝食・夕食）とし，非常食や支援物資のパン等を食べた。
 - ・支援物資のミネラルウォーターが配給されるまでは，児童が給水車に並んで生活用水を確保した。
 - ・応急的に大型のガスコンロとプロパンガスを借り上げることができ，また，支援物資のミネラルウォーターも充分にあることから厨房での調理が可能となったため，3/25から1日3食の食事提供を再開した。
- 入浴について
 - ・直後は清拭を行った。
 - ・3/29に仙台市秋保温泉の旅館から招待があり，全員で入浴した。
 - ・4/15にガスが復旧するまでの間，温泉旅館にて5回入浴した。他は清拭のみ。
- 施設の被害に対する対応
 - ・受水槽の修理 5/17～5/21（4月初旬から漏水がありながらも給水が再開された。）
 - ・グラウンドの地割れ・・・周囲の土を利用し地割れを埋めて，補修を終了
 - ・本館2階の証明器具の落下・・・職員が修理
 - ・視聴覚室の天井のズレ・・・災害復旧事業で補修を終了
 - ・寮舎のひび割れ等・・・未補修
- ライフラインの復旧
 - ・水道 3月末
 - ・電気 3/15
 - ・ガス 4/15

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【子育て支援課】

1. 被害状況の把握について

■震災で大規模な通信障害が発生したことから、特に沿岸地域の被害状況を、把握する上で大きな困難が伴った。

■施設種別ごとの被災状況等の情報収集の手順については、「大規模災害応急対策マニュアル」で規定されていたが、その手順が徹底されず、情報が集約されにくい面があった。

2. 児童福祉施設の復旧支援について

■東日本大震災に係る児童福祉施設等（保育所等）災害復旧事業においては、国の補助事業内容の確認等に時間を要したことから、各施設側の復旧・復興計画等に影響を与えた面があった。

■当課では各市町村担当課及び各施設を訪問し、事前に書類の整備等について助言したものの、施設側が提出書類の作成等について不慣れであったこと及び国からの連絡が迅速でなかったことなどの理由により、調整等に時間を要した。

■国庫補助の机上査定（ヒアリング）に際し、施設側の事前準備が十分でないまま査定を受けている事例もあったため、再度査定となる事例があった。

■対象施設が多いため、机上査定（ヒアリング）に長期間を要し、通常業務との兼ね合いもあり、対応に苦慮した。

■復興需要の増大に伴い、人件費及び資材調達費等のコストが大幅に上昇したことを受け、工事請負価格が高騰し、入札が不調となるケースが相次いだ。そのため、工事完了時期が遅れ、繰越しをせざるを得なくなった事業もあった。

■私立保育所の災害復旧については、仙台市の施設も補助対象としたため、仙台市単独の補助制度との調整に苦慮した。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■全保育所等への現地調査に当たっては施設数も多く、被害の状況も様々であり、情報確認に時間を要した。

■塩釜本所が震災により被災し、通信機能及び公用車に甚大な被害が発生した。また、ガソリン不足から保育施設の被害状況等を迅速に確認出来ず、震災後の保育施設の開所等の情報把握に日時を要した。

【北部保健福祉事務所】

■通信手段が断絶し、ガソリン不足から保育施設での直接被害状況等が確認出来ず、また、震災後の保育施設の開所等の情報把握に日時を要した。

【東部保健福祉事務所】

■全保育所等に対して現地調査を行う予定としていたが、例年行っている監査及び立入調査の実施方針について子育て支援課との協議に時間がかかり、開始時期が10月と遅くなってしまった。

【気仙沼保健福祉事務所】

■通信手段が断絶し道路も寸断されたことに加え、ガソリン不足から保育施設の被害状況を把握する上で大きな困難が伴った。

【さわらび学園】

1. 日常生活について

- 都市ガスのみで調理を行っていたため、長期間厨房での調理が行えず温かい食事の提供ができなかった。
- 支援物資として提供されたカップ麺の味付が辛口であったため、児童に提供できなかった。
- 電気、ガスをエネルギー源とした暖房器具しかなかったため、ライフラインの遮断により寒い中で生活をせざるを得なかった。
- 長期間入浴ができず、清拭のみで生活する日が多かった。

2. 安否の確認

- 入所児童の情報の提供、保護者の状況の確認に時間を要し、入所児童は不安な生活を続けた。

3. 入所児童が学んだこと

- 入所児童にとって、今回の体験は、ライフラインのありがたさ、我慢や協力することの大切さ、相手への思いやりを学ぶきっかけとなった。

【対応状況・今後の対応】 ～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【子育て支援課】

1. 被害状況の把握について

- 被害状況等の情報収集がスムーズに行われるよう「大規模災害応急対策マニュアル」による情報収集手順について、再確認するとともに、今回の対応を踏まえた情報収集の方法等について「子ども関連災害対応マニュアル」を改訂し、明記する必要がある。

2. 児童福祉施設の復旧支援について

- 施設の災害復旧等に係る国庫補助制度については、人件費や資材調達費等の変動を柔軟に反映させることは難しいものと思われるが、国に対して工事入札に係る状況等を適時説明し、情報を共有しながら対応策を検討するよう働きかけを行うことが重要である。
- 災害復旧に係る支援については、国の補助事業内容の確認等に時間を要し、各施設側の復旧・復興計画等に影響を与えた面もあったことから、早期に各施設へ情報提供が可能となるような体制構築等に向けた改善が必要である。
- 移転・新築（改築）を行う施設については次年度以降の査定となるが、今後の査定について、国のスケジュールや基準等を確認し、対象施設に早期に情報提供する必要がある。
- 認可外保育施設においては、補助制度の活用に特に不慣れであるため、申請手続きやわかりやすい書類の記入例等を作成し交付するなど、予め準備しておくことが必要である。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

- 仙台保健福祉事務所塩釜本所は、浸水により事務所機能に被害を受ける可能性があることから、その対策（ソフト面、ハード面）を検討する必要がある。
- 塩釜本所が被災した場合の事務所機能の確保、岩沼支所及び黒川支所の人的・物的資源の活用が重要である。

【北部保健福祉事務所】

- 通信手段の再構築が必要である。

【東部保健福祉事務所】

■災害があったときの通常業務については、事前に優先順位を考え、どのように進めていくかを検討しておく必要がある。

【気仙沼保健福祉事務所】

■災害があったときの通常業務については、事前に優先順位を考え、どのように進めていくかを検討しておく必要がある。

【さわらび学園】**1. 防災関係**

■避難訓練だけではなく、停電を想定した訓練を行う必要がある。

■発電機を導入した。

2. 調理業務関係

■緊急時用にプロパンガスボンベ3本と業務用ガスコンロ1個を導入した。

3. 災害備蓄品の充実

■備蓄品を増やすための保管場所が不足しているが、今後施設内を整理し充実を図る。

資料 1

児童福祉施設等災害復旧支援

- 1 補助率の引上
被災した児童福祉施設等の復旧に係る災害復旧事業の補助率を引上
- 2 公立保育所等負担軽減
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、公立保育所や母子寮等の復旧事業に係る負担を自治体の財政力に応じて軽減
- 3 私立保育所等への追加補助
被災した私立保育所や認可外保育施設等の復旧に関して、県単独の震災復興基金により追加補助
- 4 設備等復旧支援
被災した児童福祉施設の小修繕や備品整備に関して、限度額500万円～200万円を補助



施設の種類	通常の災害復旧制度		
	補助率		
	国	県	市町村・民間
母子生活支援施設（母子寮）	2/4	1/4	1/4
公立保育所	2/4	1/4	1/4
認可保育所（社会福祉法人等）	6/12	3/12	3/12
認可保育所（学校法人等）	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-
児童厚生施設（児童館）	1/3	1/3	1/3
児童養護施設	2/4	1/4	1/4
へき地保育所	2/4	1/4	1/4
子育て支援のための拠点施設	2/4	1/4	1/4
母子福祉センター	1/3	1/3	1/3
母子健康センター	1/3	1/3	1/3
子育て支援事業設備等復旧支援事業	-	-	-

施設の種類	今回の支援制度			備考
	補助率			
	国	県	市町村・民間	
母子生活支援施設（母子寮）	8/10	1/10	1/10	激甚法で措置
公立保育所	8/10	1/10	1/10	激甚法で措置
認可保育所（社会福祉法人等）	7/12 (7/12)	4/12 (3/12)	1/12 (2/12)	震災復興基金による 高上げ後
認可保育所（学校法人等）	- (-)	1/2 (-)	1/2 (-)	震災復興基金事業
認可外保育施設	- (-)	1/4 (-)	3/4 (-)	震災復興基金事業
児童厚生施設（児童館）	2/4	1/4	1/4	
児童養護施設	8/10	1/10	1/10	激甚法で措置
へき地保育所	4/6	1/6	1/6	
子育て支援のための拠点施設	4/6	1/6	1/6	
母子福祉センター	2/4	1/4	1/4	
母子健康センター	2/4	1/4	1/4	
子育て支援事業設備等復旧支援事業	10/10	-	-	上限500万円～ 200万円まで

※震災復興基金事業：県独自に復興基金を創設し、新規の助成や支援を実施

※()は、震災復興基金事業の措置前の補助率

第2節 要保護児童等への支援関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【子育て支援課】

1. 要保護児童（震災孤児を含む）の把握

■平成23年3月18日に各児童相談所及び各市町村に対して、東北地方太平洋沖地震被害に伴う要保護児童の把握について、文書により依頼した。各児童相談所では、これ以前から避難所を巡回し、要保護児童の把握と心のケアが必要な児童の情報収集を行っていた。平成24年3月31日現在、把握した震災孤児は126人となっている。

■把握された震災孤児を養育する家庭等に対し、経済的支援制度の周知を図った。【資料2】

震災孤児	126人
(内訳)	
中央児童相談所	30人(塩竈市2人, 名取市21人, 岩沼市2人, 亶理町4人, 七ヶ浜町1人)
北部児童相談所	2人(涌谷町2人)
東部児童相談所	63人(石巻市49人, 東松島市4人, 女川町10人)
同 気仙沼支所	24人(気仙沼市17人, 南三陸町7人)
仙台市児童相談所	7人(仙台市7人)

※震災孤児

震災により両親（ひとり親家庭の場合はその保護者）を亡くした18歳未満（震災時点）の児童。ただし、震災後、祖父母、親戚等により保護されている児童も含む。

2. 震災遺児の把握

■平成23年4月6日より、庁内関係課に対し、震災孤児及び震災遺児等の把握について依頼を行った。以降、遺児に関する新たな情報があった場合は、市町村に確認するなどして、遺児数の更新を行ってきた。平成24年3月31日現在、調査により把握された震災遺児数は749人となっている。

※震災遺児：震災により、父又は母のいずれかが死亡又は行方不明となった児童

■震災遺児を養育する家庭等に対し、支援制度の周知を図った。【資料3】

3. 施設における入所者等の受け入れ調整等

■各児童相談所において、震災直後から施設入所児童及びその保護者の安否確認を行った。

■平成23年3月18日に、子育て支援課から県内関係施設に対して、超過受入可能人数の照会を行い、県内の施設及び里親で141人の超過受入が可能であることを把握した。

■他都道府県の関係施設についても、震災直後から厚生労働省が全国に受け入れ可能人数の照会を行い、平成23年3月28日には全国で2,393施設7,148人の受け入れが可能との連絡を受けた。

4. 要保護児童への支援

■把握した要保護児童に対し、児童相談所において援助内容を決定し、親戚等による在宅支援（里親委託）や養護施設等入所の措置を行った。【資料4・5】

■震災に伴う孤児等の把握と支援について、関係機関の円滑な連携を図るため、平成23年4月6日に宮城県震災孤児等対策会議を設置、9回会議を開催（平成24年3月末現在）し、震災孤児等の支援や被災児童への心のケア等について協議した。

■親戚等の里親委託推進のため、各児童相談所による里親制度の周知や里親認定のための県社会福祉審議会を平成24年3月末まで7回開催し、審議結果を踏まえ、親族（養育）里親の認定登録を行った。なお、認定された親族（養育）里親は49世帯、委託された児童は64人となっている。

■要保護児童の把握，支援にあたっては，県内の児童相談所職員だけでは対応が困難であったことから，平成23年3月24日に厚生労働省に対し，要保護児童対応のために児童福祉司及び児童心理司の派遣を要請した。

■この結果，平成23年4月5日から9月9日までの間に，中央児童相談所，東部児童相談所及び同気仙沼支所において，各都道府県政令市等より57チーム，延べ798人の児童福祉専門職員の派遣を受け入れ，主に避難所等を巡回し，要保護児童や心のケアが必要な児童の把握，子どもの支援者へ心のケアに関するガイダンスを行う等の支援を行った。

■また，地方自治法に基づく派遣として，平成23年8月1日から平成24年3月末までに，中央児童相談所，東部児童相談所及び同気仙沼支所において，4人の児童心理司の派遣を受け入れ，主に被災市町における乳幼児健診の際に，子どもの心のケアに関する個別相談への対応などについて支援を行った。

5. 東日本大震災みやぎこども育英募金

■本県に多数寄せられる震災孤児等の支援のための寄附申出への対応について，庁内関係課との打合せ会議を開催（合計4回）し，寄附受け入れのあり方等を検討した。

■震災により親を亡くした子どもたち等が将来に希望を持って成長していくことができるよう，その支援に活用するため「東日本大震災みやぎこども育英募金」口座を平成23年7月6日に開設し，企業・団体・個人など，全国からの寄附の募集を開始した。【資料6】

	平成23年8月2日現在	平成23年9月6日現在	平成24年3月31日現在
寄附件数	331件	764件	3,800件
寄附金総額	741,612,960円	1,000,148,411円	4,146,328,760円

6. 東日本大震災みやぎこども育英基金による修学等支援事業

■「東日本大震災みやぎこども育英募金」を活用し，本県独自の支援を長期的・継続的に推進するための基金の設置について，庁内関係課と会議（合計5回）を行い，基金条例（案）の検討を行った。

■「東日本大震災みやぎこども育英基金」の設置について，9月定例県議会において承認された。

■東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱を平成23年12月28日に施行し，東日本大震災で保護者を亡くした未就学児に支援金を給付することとした。【資料7】

■あわせて，教育委員会において東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱を平成23年12月28日に施行し，東日本大震災で保護者を亡くした学齢児以上を対象に，支援金を給付することとした。

給付金の対象及び額			
①未就学児	月額	10,000円	就学前一時金 100,000円
②小学生	月額	10,000円	卒業時一時金 150,000円
③中学生	月額	10,000円	卒業時一時金 200,000円
④高校生	月額	20,000円	卒業時一時金 600,000円
⑤大学生等	月額	30,000円	

地方機関

【中央児童相談所】

1. 児童・保護者等の安否確認

①震災発生時

■来庁者（児童・保護者）・一時保護児童及び在所職員の全員の安否を確認。

■地下ボイラー室より白煙が発生したがパニックや怪我人も無く，適切に避難誘導した。

②3月12日以降

■措置児童の安否確認

■里親委託児童の安否確認

■一時保護児童の保護者の安否確認

■安否不明者の情報収集

■震災直後から広域に電話が不通となったため、各関係機関や保護者との連絡が途絶え安否の確認ができなかった。また、電話が開通しても繋がりにくく、安否確認に時間を要した。

■施設からの情報により確認できたものも多かった。

2. 要保護児童の把握

■阪神・淡路大震災を踏まえ、要保護児童が大量に発生すると予測されたため、仙台市児童相談所や隣県への協力要請を視野に入れ対応することとした。

■3月22日からは管内市町村の被害状況調査と並行して要保護児童の把握をすべく、各避難所を巡回訪問した。

■4月5日からは津波による被害が甚大であった沿岸市町「名取市、亶理町、山元町」の避難所を巡回訪問し、要保護児童の把握に努めた。

3. 震災孤児対応

■震災孤児の情報は避難所巡回のほか市町村や学校から情報が多く寄せられ、7月時点で30名の孤児を把握した。内2名は施設措置したがそれ以外は親族により養護されていた。

■2月末の状況は県内在住孤児が13で施設措置1名、親族里親7名、養子縁組3名、伯父宅1名、親権変更1である。県外・管轄外は17名で親族里親8名、親族里親検討中5名、親権変更3名、兄弟宅1名である。

■県外・管轄外の孤児については管轄児童相談所と連携して状況を確認している。

■管内の孤児に対し支援制度の周知や養育相談の案内を行うとともに、各親族里親の実態に応じて訪問調査を行う頻度を決め、きめ細かな訪問を実施している。

4. 一時保護所における地震発生時の対応（児童の安全の確保）

■地震発生時の児童数は、男児10名、女児11名の計21名であった。地震発生時は自由時間であり、児童はそれぞれテレビを見たり、遊戯室で遊んだりしていたため、職員が安全確保できるように指示し、揺れが収まるのを待った。

■あまりにも大きな揺れであったため、建物の被害等も考えられることから、近隣の東北電力本社ビル南側駐車場に避難した（寒さ対策のため、保護所内の毛布やダンボールを準備）。

■余震は続いていたが、保護所の建物に被害は少なく、生活は可能と判断されたことから、保護所に戻り、全児童を2階の居室等にまとまって待機させた。

5. 一時保護所における震災直後の対応（児童の食事の確保等）

■電気、ガス、水道が停止したため、石油ストーブを2台準備した。

■炊事場から野菜などの材料を調達し、女子職員が中心となり、「おにぎり・かき玉汁・ゆで卵」等を作り、1日3食の食事を提供した。

■給食委託業者からの食料供給が途絶えたことから、県庁の担当課と連絡調整の上、菓子パンや食パン等の配給を受けた。また、飲食店から牛丼やカレーライス等の差し入れを受けるなど食料確保に努めるとともに、計画的に食事の提供を行った。

■児童の日課については、余震が毎日のように続くため、児童の安全確認及びに避難誘導等を考慮し、全児童を昼夜2階フロアの限られた空間で生活させ、就寝時は男児と女児に別れて午後8時頃には消灯し就寝するようにした。（夜間の余震に備え、普段着のまま就寝させ、防寒着も布団の側に置く）

■電気回復後も重油補給がままならず、3日に1度の入浴とし、衣類の着替えも入浴時のみ行った。

6. 一時保護所における職員の対応

■JR等の公共交通機関が不通となったため、仙台市近郊に在住の職員は日勤と宿直を行い、それ以外の職員については、3～4日連続して宿直勤務をするといった変則の勤務態勢で対応した。

■児童の日課等については、震災後1ヶ月経過する度に内容を協議しながら見直し、3ヶ月を経過した6月からは震災前の日課にほぼ戻した。

7. 一時保護所における安全教育（避難訓練）の見直し

■震災前の安全教育については、主に火災や地震に対応した安全確保とし、保護所の建物から外部に避難することを中心に行ってきた。

■震災後からは、安全教育を題材にして授業形式で学習会を開いた。主な内容としては、保護所内の生活場면을写真に撮り、その写真を児童に提示し、それぞれの場面でどのように避難行動を取れば良いかについて考えさせた。

【北部児童相談所】

1. 相談窓口及び被災児童の受け入れ体制の整備

■被災した子どもの保護や心のケアに関する相談窓口（来所・電話）を震災直後から設置し、6月末までは土日も電話相談に対応する体制を整えた。

■管内の里親登録者に対し、被災児童の受け入れを打診するとともに、臨時一時保護所の候補地調整（色麻町農業伝習館）と受け入れ準備を行った。

2. 児童・保護者等の安否確認

■発災時、来所者の避難誘導と安全確保を行った。また、一時保護中の児童や児童福祉施設・里親等に措置中の児童及び保護者、在宅指導中の児童及び保護者の安否確認を順次実施した。電話が通じにくく、訪問のためのガソリンの確保もままならない状況が続き、完了までに時間を要した。

3. 要保護児童の把握

■3月22日から6月6日までの間、職員が手分けして管内被災者の避難所及び沿岸部からの二次避難所（合計延べ32カ所）の他、教育委員会、保育所等を巡回調査し、震災孤児・遺児をはじめとする要保護児童の把握に努めた。結果として震災孤児・遺児や要保護児童を巡回調査で発見した事例はなかった。

4. 震災孤児対応

■マスコミの報道や教育委員会からの報告により管内の震災孤児の状況が明らかになり、その後支援を開始。養育者を親族里親として登録・委託することとしたほか、未成年後見人の選任申立てや各種支援制度の活用等について助言指導を行い、現在も定期的に家庭訪問を実施し支援している。

【東部児童相談所】

1. 児童・保護者等の安否確認

■3月11日、津波により石巻合同庁舎の1階部分が冠水し、庁内にいた職員は来庁者、避難住民と共に庁内に閉じ込められたことから、他公所の職員と共に、急遽開設された避難所の運営に携わった。

■一方、出張中であった職員は中央児童相談所に集合し、震災当日から児童福祉施設の破損状況や里親の安否の確認。また、措置・委託している児童やその保護者、一時保護中または在宅で指導・支援している児童やその保護者の安否確認を始めた。3月12日から14日にかけて、合同庁舎内に閉じ込められた職員が順次救助されたことから、全所体制で安否確認を行い、その確認作業は5月22日まで続いた。

■気仙沼支所は震災による庁舎の被害を免れたが、広域で電話が不通になったことから、震災当日から管内の児童養護施設や里親宅を直接訪問し、措置児童等の安否を確認した。その後、避難所訪問調査等の過程で、順次、在宅で指導・支援している児童等の安否を確認した。

2. 要保護児童の把握

■震災孤児及び要保護児童の調査とその後の対応については、厚生労働省による自治体等の派遣職員の協力を得て避難所、保育所等の巡回調査を実施したほか、市町、学校等の連携により実数の把握に努めた。

①厚生労働省による自治体等の派遣職員の支援協力

■4月5日から9月9日の約5か月間にわたり、20都道府県7市2国立施設、実29、延べ42自治体等から98人の協力を得た。職種の内訳は児童福祉司40人、児童心理司52人、保育士1人、その他5人となっている。

■気仙沼支所には4月5日から5月20日までの間に、5都道府県2市2国立施設、実9、延べ14自治体

等から28人の協力を得た。職種の内訳は児童福祉司9人、児童心理司17人、その他2人となっている。

②避難所等における震災孤児、要保護児童の調査

■3月24日から6月28日までの間、避難所(252カ所)、学校、保育所等を巡回調査し、震災孤児並びに要保護児童の把握に努めた。

■支所では4月5日から5月20日までの間、避難所(100カ所)、保育所等を巡回調査し、震災孤児並びに要保護児童の把握に努めた。

■避難所等を巡回調査したところ、52人の要保護並びに要支援児童を把握した。

■うち保護者の入院等により8人の児童を一時保護している。また、避難所の責任者等から児童20人の虐待通告があり対応した。

■支所で避難所等を巡回調査したが、震災孤児と同様に要保護児童についても発見には至らなかった。また、震災を原因として一時保護した児童はなく、避難所の責任者等からの虐待通告もなかったが、仮設住宅に移ってからは児童5人の虐待相談があった。

3. 震災孤児対応

■震災孤児数は、避難所等の巡回調査で直接把握したものや市・町、学校、保育所等の関係機関からの情報によるものを合わせ、東部児童相談所管内では63人、気仙沼支所管内では24人となった。

■管内の震災孤児は全て親族に引き取られていることから、親族には親族里親制度等を周知するとともに、併せて未成年後見人の申し立てを勧めた。

■管内では震災孤児63人のうち、25人が親族里親に、15人養育里親に委託され、50人の孤児には未成年後見人が選任された。

■支所管内では震災孤児24人のうち、9人が親族里親に、5人が養育里親に委託され、9人の孤児には未成年後見人が選任された。

4. 震災遺児調査

■震災遺児数については、県子育て支援課が県教育庁並びに市町村の協力を得て、その把握を行っている。なお、当所としては、要保護児童調査の一環として、保育所、幼稚園、各学校を訪問調査した。

※保育所、小・中学校における震災遺児に係る要保護児童調査(6月18日から9月27日まで)

※震災遺児

震災によりひとり親家庭になった18歳未満(震災時点)の児童。ただし、震災後、祖父母、親戚等により保護されている児童を含む。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【子育て支援課】

1. 要保護児童の把握について

■巡回した各避難所では、多数の避難者と各方面からの支援者への対応で、現地スタッフが対応しきれず、要保護児童や心のケアが必要な児童の情報収集に時間を要した。

2. 震災遺児の把握について

■個人情報の提供を受けるための関係機関との調整に一定の時間を要した。

3. 施設における入所者等の受け入れ調整等について

■震災直後には利用可能な通信手段が限られたことから、施設入所児童やその家族の安否確認に時間を要した。また、東部児童相談所では庁舎自体が被災し、仮事務所の設置まで1週間程度要したことから、初動対応に支障が生じた。

4. 要保護児童への支援について

■親族等への里親委託推進については、対象世帯が多く、申請時期も異なるため、里親認定のための県社会福祉審議会の開催を5月から8月まで毎月開催し、早期の認定に努力したが、審議会委員等の日程調整

に苦慮した。

■各都道府県等からの職員派遣について、派遣元の業務の都合等もあり、各チームは概ね1週間単位での活動となった。そのため、派遣要請や受け入れ調整、派遣職員へのオリエンテーションといった作業を毎週行うこととなり、そのために不測の時間を要した。また、移動に時間を要することから、各チームが実質的に活動できたのは、1週間のうち3日程度であった。

■派遣される各チームには、食料や移動用の車両及び宿泊場所を各自確保してもらうよう要請したが、4月頃は宿泊場所の確保が難しく、児童相談所内や児童福祉施設内で寝袋により宿泊するケースも生じた。宿泊場所が確保できた場合であっても、活動場所からの移動に1～2時間要するケースもあった。

■地方自治法による職員派遣については、心理司という専門職の長期の派遣になることから、対応いただいた自治体が限られた。また、活動地が広域的に被災し、住宅難であったことや、県全体で他県から多数の派遣職員を受け入れていたことから、職員宿舍の確保に時間を要したうえ、通勤が長時間となる遠隔地に住宅を確保せざるを得ない状況となった。

地方機関

【中央児童相談所】

1. 児童・保護者等の安否確認について

■震災直後から通信手段が遮断されたため、安否の確認作業に日時を要した。

■仙台市内の児童養護施設については、ガソリンが無いため徒歩や自転車で行き安否確認をした。

■児童養護施設入所児童の保護者の安否については、施設からの情報により確認できたものも多かった。

2. 要保護児童の把握について

■孤児の把握のため避難所を訪問しても、非常に多忙な状況で正確な数字が把握出来なかった。一方、学校が避難所となっているケースについては、教師が子どもの状況を把握していることが多く、貴重な情報を得ることができたことから、連携の重要性を実感した。

3. 要保護児童の支援について

■4月24日現在の管内孤児数は24名であり、児童養護施設に措置したのは2名のみで、他は祖父母や親戚が養育していた。阪神・淡路大震災時と比べ、地縁・血縁の強さを感じた。

4. 児童の安全の確保について

■震災時は、一時保護所に児童が21名入所していたことから、児童の安全確認及び避難誘導等を最優先しつつ、限られた空間で生活をさせるため、児童に分かりやすくストレスの少ないルールを決めるとともに、ライフライン遮断の影響等による児童の健康状態の維持や精神的なストレスの軽減に苦慮した。

■災害発生時の避難場所として指定されていた第1避難場所に避難したが、寒さ対策などを考慮していなかったことから、災害発生による被害の状況や気象条件に対応した第2、第3の避難場所を決めておく必要があった。

5. 備蓄品の準備と確保について

■震災後、プロパンガスの手配が遅れたこともあり、食材があっても調理できない状態となったことから、簡易ガスコンロ、ガスボンベ、石油ストーブの確保、情報の収集のためのラジオなどやインスタント食品などの備蓄の必要性を再確認した。今後の教訓として、長期間対応できる備蓄品の確保と計画的な活用が必要である。

6. 児童の安全教育について

■災害発生時の状況に応じた安全確保と避難行動について、児童に自ら考えさせ、生活場面に応じた行動がとれるように、授業形式の学習会を定期的実施する必要がある。

【北部児童相談所】**1. 物品の備蓄やマニュアルについて**

■当所は単独庁舎であり、かつ多くの職員が通勤に新幹線を利用している。新幹線が不通となったため帰宅困難者が発生したことや、宿直体制をとったことで職員が庁舎に寝泊まりしたが、防災用品や寝具、水・食料等の備蓄が必要であった。

■マニュアルの存在や内容を職員がほとんど知らなかった。また、災害時に児童相談所が果たすべき役割を明確に認識していなかったことから、『大震災と児童相談所』（阪神・淡路大震災後に兵庫県の子童相談所がまとめた活動記録）を参考に、手探りで活動を進めた。

2. 要保護児童の把握について

■通信網が絶たれ、ガソリンの確保もままならない中、児童や保護者の安否確認が難航した。例えば児童福祉施設入所児童については、施設ごとに担当児童相談所を決めて確認する等、あらかじめ効率的な方法を検討しておく必要がある。

■要保護児童の把握のため避難所巡回調査を行ったが、必ずしも有効な方法とは言えなかった。さまざまな調査が何度も入っていることから、避難住民から苦情が寄せられたこともあったため、効率的・効果的な調査方法を検討する必要がある。また、教育関係機関との連携が困難であった。

■学校や保育所等の集団に所属していない児童や、被災地に住所を置いたまま転居している児童については、支援の手が及びにくく、要保護児童として発見に至る機会も乏しいため、どのように把握のための「網」を設けるかが課題である。

【東部児童相談所】**1. 避難所訪問調査について**

■避難所訪問調査に際し、震災孤児等要保護児童の把握のため早急に多くの避難所を訪問する必要があったが、避難所の状況把握ができないままの訪問調査となったことから、調査に時間を要した。

2. 震災孤児等要保護児童の把握について

■震災孤児等要保護児童の把握については、学校や教育委員会でも把握していたが、個人情報の取り扱いの問題等もあり、情報共有が困難であった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～**本庁****【子育て支援課】****1. 要保護児童の把握について**

■各避難所では、避難者への対応に追われ、必要な情報の把握・集約が遅れたことにより、支援の遅れにつながったことを踏まえ、避難所での役割分担など、災害時における避難者への支援体制の在り方を事前に確認しておくことが重要である。

■その際、各避難所において予め確認が必要な事項（避難者数、老人・子ども・病人など特に支援の必要な者の数など）を定め、各避難所における要保護児童の把握がスムーズに進むよう把握の手順、進め方等を平時において十分確認しておくことが必要である。

2. 震災遺児の把握について

■震災遺児等の支援には、個人情報の確認が必要となることから、平時より、震災等非常時の個人情報の取り扱いについて、国、市町村、関係団体等の関係機関と協議し、対応方針・手順等を確認しておく必要がある。

3. 施設における入所者等の受け入れ調整等について

■県内の児童養護施設、乳児院は定員に近い入所状況であり、追加の受入能力は、十分と言えないこと

から、今回のような震災により要保護児童が多数確認された場合を想定し、予め県内及び隣県等の特定の施設（研修施設等）と協定を結ぶなど、災害時における児童の一時保護所としての使用等について体制を整備する必要がある。

4. 要保護児童への支援について

- 大規模災害が発生した際には、被災地からの要請を待つことなく、自動的に支援職員が派遣されるよう、平時において、他都道府県等との間で広域的な支援体制を予め構築しておくことが必要である。
- 今回の災害では、DMATのような医療チームが主体的に活動し、一定の成果を上げたことから、こうした支援チームを参考として、専門職による支援体制を予め編成しておくことが有効である。
- こうした枠組みの構築に際しては、国が主導して、各都道府県を広域的にブロック分けし、チーム編成を示すことが必要と想定されることから、国に対する働きかけを行っていくこととする。併せて、全国知事会などを通じて全都道府県の合意の下、平時において、体制整備を進めることが重要である。

地方機関

【中央児童相談所】

1. 情報連絡・安否確認

- 震災直後に電話が不通となったことから、通信手段が遮断されない衛星携帯電話や災害時優先電話を各機関・施設に設置するほか、携帯メールでの連絡網整備を図るべきである。
- 一時保護所や児童養護施設等は複数の児童相談所が関わっており、安否確認情報の伝達方法を事前に決めておく必要がある。

2. 施設の利用協定

- 大規模災害時には要保護児童の一時保護需要が増すことから、事前に他県や市町村所轄の施設と利用協定締結しておく。

3. 被災児童対策本部

- 大規模災害のマニュアルにより被災直後に自動的に「被災児童対策本部」を発足させ、安否確認、緊急相談、緊急保護等の初動体制に万全を期す。

4. 関係機関との連携・情報共有

- 震災孤児調査における市町や教育委員会との連携や情報の共有が必要である。

5. 他県との協力体制の構築

- 今回の震災では、多くの方々から物品の提供等の支援をいただいているが、今後については、県レベルで緊急時の必要物品の確保を図るとともに、全国的レベルで整備していく必要があり、他県との協力体制を構築すべきである。

6. 災害発生時の対応マニュアルの作成

- 今回の震災で体験したことについて検証を行い、実践的なマニュアルを作成する。

【北部児童相談所】

- マニュアルとは別途、当所が県の一機関として、また、児童相談所として対応すべきことが簡潔に分かり、全職員が理解しやすい資料を作成し、年1回は職員研修等で確認していく。
- 中央児童相談所・東部児童相談所と合同で、活動の経緯や今後の課題等を盛り込んだ震災報告書を作成した。
- 2月24日に「大崎・栗原地域子どもの心のケア対策連絡会議」を開催し、子どもの心のケアに関わる保健・福祉・教育機関での情報共有を図った。
- 児童福祉施設入所児童の安否確認方法については、仙台市児童相談所を加えた4児相の措置担当者会議において整理した。
- 子どもの心のケアについては、命日反応等、今後顕在化するケースも予想されることから、市町等と

連携しながら引き続き対応していく。また、職員研修を定期的を実施していく。

【東部児童相談所】

1. 避難所訪問調査について

■震災孤児等要保護児童把握のための避難所訪問を実施するにあたっては、市町や保健福祉事務所等から避難所の状況等の情報を得て、訪問や支援を行うことが必要であることから、今後、要保護児童対策地域協議会等において連携を図っていく。

2. 震災孤児等要保護児童の把握について

■震災孤児等要保護児童の把握にあたっては、市町や学校等教育委員会との連携と情報の共有が必要であり、震災孤児と震災遺児の区別（定義）や福祉部門と教育委員会の連携について、双方で申し合わせて各マニュアルに記載していく。

東日本大震災でご両親を亡くされたお子さんとお子さんを養育しているご家庭への経済的支援一覧

平成24年3月31日子育て支援課

1 公的機関による支援

(1) 給付

名称	給付対象	申請窓口	給付額	給付時期等
被災者生活 再建支援金	震災で住宅が全壊、解体や大規模半壊 となった世帯	被災時に居住していた市町 村	全壊・解体 100万円 大規模半壊 50万円 ※住宅の再建方法により50万～ 200万円の加算あり	各市町村に お問い合わせ ください
災害弔慰金	震災で死亡した方のご遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母)		生計維持者が死亡した場合 500万円 上記以外の方が死亡した場合 250万円	
宮城県災害 義援金	震災による死亡者、行方不明者又は震 災孤児及び住家が全壊、大規模半壊又 は半壊した世帯(国の認定基準に基づ き市町村が認定する世帯)		死亡・行方不明者 110万円/人 住家全壊 100万円/戸 住家大規模半壊 75万円/戸 住家半壊 50万円/戸 震災孤児 50万円/人 母子・父子世帯 30万円/世帯	
年金	遺族基 礎年金	日本年金機構の年金事務所	月額 65,741円	年6回 (2月、4月、 6月、8月、 10月、12月) 2か月分ず つ給付
	遺族厚 生年金		加入期間や給料に応じて異なる	
死亡した加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付又は免除)を満たしている必要がある				
労災 (遺族補償 年金など)	労働者が仕事や通勤中に地震や津 波が原因で死亡した場合、子どもに支 給(18歳になる年の年度末まで) ※正社員だけでなく、契約社員やパート の人なども対象	宮城労働局 または 労働基準監督署	労働者の賃金に応じて異なる	
児童 扶養手当	両親が死亡・行方不明の場合、その子 どもを育てる人に給付(子どもが18 歳になる年の年度末まで) ※ただし、子どもや養育者が労災や年 金を受給する場合、子どもが里親に委 託される場合は不支給	市町村	月額 41,550円～9,810円 (所得制限あり)	年3回 (4月、8月、 12月) 4か月分ず つ給付
子ども手当	子どもを育てる人に給付(15歳になる 年の年度末まで)	市町村	3歳未満 一律月額 15,000円 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生 一律月額 10,000円	H24年2月 (H23.10～ H24.1) H24年6月 (H24.2～3)
里親	親族里 親	児童相談所	食費や洋服代として月額47,680円の ほか、教育費等	毎月給付
東日本大震災 みやぎ子ども 育英基金 支援金・奨学金	宮城県内に住所を有した父母等が、東 日本大震災により死亡又は行方不明 となった未就学児、児童、生徒等	○未就学児 →宮城県子育て支援課 ○県内の小中学校、高校に 在籍している方 →在籍している学校 ○県外の小中学校、高校に 在籍している方 →宮城県教育庁総務課 ○県内外を問わず、大学、 専修学校に在籍している方 →宮城県教育庁総務課	未就学児 月額 10,000円 一時金(小学校入学時)100,000円 小学生 月額 10,000円 一時金(小学校卒業時)150,000円 中学生 月額 10,000円 一時金(中学校卒業時)200,000円 高校生 月額 20,000円 一時金(高校卒業時)600,000円 大学・短期大学・専修学校 月額 30,000円	月額金は年 2回(7月、1 月)6ヶ月分 ずつ給付 一時金は年 1回(未就学 児3月、児 童・生徒等6 月)

(2) 貸与

名称	内容	申込窓口等
高等学校等育英奨学資金貸付	◎育英奨学資金（通常分・要返還） 公立高校 1.8万円/月（自宅通学者） 公立高校 2.3万円/月（自宅外通学者） 私立高校 3.0万円/月（自宅通学者） 私立高校 3.5万円/月（自宅外通学者） ◎育英奨学資金（被災生徒奨学資金・要返還） 2.0万円/月（※返還免除制度有）	問い合わせ先 宮城県高校教育課調整班 TEL:022-211-3716 申込み先 現在在学している高等学校

2 民間による支援

支援団体名等	支援内容	問い合わせ先
朝日新聞厚生文化事業団	◎こども応援金（返還不要） 未就学児・小学生 300万円、中学生 200万円、 高校生 150万円 ※受付期間 2012年4月以降も随時受付	「朝日新聞厚生文化事業団」 〒104-8011 東京都中央区築地 5-3-2 TEL:03-5540-7446 FAX:03-5565-1643
あしなが育英会 東日本大震災・津波 ・特別一時金 ・奨学金	◎特別一時金（返還不要） 200万円（就学区分なし） ◎奨学金（要返還） 公立高校 2.5万円/月、私立高校 3万円/月、大学（専修・各種学校含む）4万円/月、大学院生 8万円/月 ※申込期限 2012年9月30日まで	「あしなが育英会」 〒102-8639 東京都千代田区平河町 1-6-8 TEL:0120-77-8565 TEL:03-3221-0888 FAX:03-3221-7676
公益財団法人 奥田育英会	◎育英金（返還不要） 一人当たり 50万円を限度（対象：平成 23 年 3 月 11 日現在宮城県内の小中学校、高校に在学、かつ申請時現在、宮城県内外の小中学校、高校に在学中の方（平成 23 年 4 月入学の新小学 1 年生を含みます。）） ※申請期限 2011 年 10 月 31 日まで(第 1 期) 同年 11 月 1 日から 12 月 31 日まで(第 2 期) 2012 年 1 月 1 日から 4 月 30 日まで(第 3 期)	「公益財団法人 奥田育英会」 〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上 2-1-22~8F TEL:073-433-9140 ホームページ URL:http://okuda-ikueikai.org
MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金	◎一時金（返還不要） 10万円（小学生・中学生・高校生対象） ◎奨学金（返還不要） 2万円/月（小学校・中学校・高校の在学期間中）	「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金担当」 TEL:03-5424-1121（平日 9:30~17:30）
※H25・26に小学校入学予定の幼児についてはH25以降改めて募集予定		
高速道路交流推進財団	◎修学資金の給付（返還不要） 28.2万円/年（対象：小学校・中学校・高校・専修学校・大学在学中の方） ※平成 23 年 4 月 1 日現在で未就学児の方については、将来の給付対象者として登録し、就学開始時に給付開始の案内をします。	「財団法人高速道路交流推進財団 企画部 震災遺児係」 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-42-3住友不動産浜町ビル7F TEL:0120-768-660（平日 9:30~17:30）
日本学生支援機構 ・緊急採用奨学金 （第一種奨学金） ・応急採用奨学金 （第二種奨学金）	◎奨学金（要返還） 公立高校 1.8万円/月、私立高校 3万円/月 （いずれも自宅通学の場合） 公立大学 4.5万円/月、私立大学 5.4万円/月 （いずれも自宅通学で第一種[無利息]の場合）	現在在学している学校
ライオンズ震災遺児奨学金	◎奨学金（返還不要） 小中学校 1.5万円/月、高校 2万円/月 小・中学校・高校生 合計 50名以内を対象 ※受付期間 2011 年 8 月 16 日~9 月 30 日	「ライオンズ震災遺児奨学会委員会」 TEL:022-214-1111（ICT 法務・会計パートナース）
NPO法人 JETOみやぎ	◎給付金支給（返還不要） 震災孤児を対象（19歳まで年1回定額支給） 給付予定年数により給付金額を決定	「JETOみやぎ運営事務局」 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町 2-5-4（株式会社 清月記内） TEL:022-782-6222 FAX:022-782-5778
全国里親会	◎一時金支給（返還不要）	「宮城県里親連合会」

第9章 子育て・要保護児童支援対策

	<p>震災でご両親を亡くされたお子さんと生活を共にしている方を対象（ひとり親家庭で、震災により親を亡くされたお子さんも含む） 養育する子ども一人当たり 第一次支援金 7万円 第二次支援金 10万円</p>	<p>〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県社会福祉協議会内 TEL:022-263-4144 「仙台市ほほえみの会（里親会）」 〒980-0022 仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市社会福祉協議会内 TEL:022-223-2010</p>
日本財団	<p>◎弔慰金・見舞金 1人当たり5万円 受付期間：2012年3月30日まで</p>	<p>「日本財団災害支援センター」 TEL:0120-65-6519</p>
アシックス	<p>◎スポーツ用品提供 震災孤児を対象に、アシックスのスポーツ用品を満19歳になるまで、毎年、継続的に提供します。（提供商品は年間10万円を上限とします。また、本人使用分に限ります。）</p>	<p>「株式会社アシックス管理統括部CSR推進室トゥモローチーム」 〒983-0047 仙台市宮城野区銀杏町 19-2 アシックス東北販売株式会社内 TEL:022-765-6291 FAX:022-291-2145</p>
NPO法人 フローレンス	<p>希望のゼミ（被災地の中高生向け 無償学習進学サポート） ◎「移動学習室」の利用・学習相談、進路指導セミナーイベントへの参加 ◎進研ゼミ（株ベネッセコーポレーション）の無料受講（2013年3月号まで）</p>	<p>「NPO法人フローレンス 希望のゼミ 事務局」 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-8-4 第二プレザビル 502号 TEL:03-5275-1161</p>
公益財団法人 みちのく未来基金	<p>◎奨学金（返還不要） 2012年3月以降に高校を卒業し進学を希望する震災遺児を対象に、大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料、その他必要となる実費等を全額給付。年間の給付金上限は300万円。 ※申込締切 毎年5月20日</p>	<p>「公益財団法人みちのく未来基金」 〒981-3298 黒川郡大和町学苑1番地1 宮城大学震災復興産学支援センター内 TEL:022-777-8157 FAX:022-777-8153</p>
ロータリー 希望の風 奨学金	<p>◎奨学金（返還不要） 震災で保護者を亡くした震災遺児で、大学生（短大生含）又は専門学校生であること。但し、通学大学または専門学校で授業料免除の措置を受けている方は対象とはなりません。平成23年度は30名程度に給付月額5万円</p>	<p>「ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会」 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-11-8 全医協連会館 1F TEL・FAX:03-5250-2050</p>
東日本大震災被災者応援 愛知ボランティアセンター 「震災孤児遺児応援金」	<p>◎応援金（返還不要） 2011年度18歳以下（定時制高校生は19歳以下も可）で、東日本大震災による直接的、間接的な理由でご両親（のどちらか）、又は保護者を亡くされた方を対象に、高校を卒業するまで応援金を給付。年1回、2〜3万円程度（寄せられた応援金を申請者数で割ります） ※申込締切 2月末日（消印有効）</p>	<p>「東日本大震災被災者応援 愛知ボランティアセンター」 〒456-0006 愛知県名古屋市中区熱田区沢下町 8-4 愛知私学会館内 愛知ボランティアセンター 応援金申請受付係 TEL:090-6590-3117 e-mail:aichiborasen@gmail.com</p>
毎日新聞社会事業団 「毎日希望奨学生」	<p>◎奨学金（返還不要） 東日本大震災で保護者（父又は母）が死亡又は行方不明になり、学業継続が困難な状況になっている高校生、高等専門学校生、短大生、大学生、専修学校生。被災地以外の居住者も対象。他の奨学金と重複して受給できます。募集人員は新1年生を中心に約50人。 月額2万円 ※申込締切 2012年4月16日（消印有効）</p>	<p>「毎日新聞東京社会事業団「希望奨学金」係」 〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 TEL:03-3213-2674 e-mail:mai-swf@fine.ocn.ne.jp</p>
株式会社ジェーシービー 「公益信託JCB東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金」	<p>◎奨学金（返還不要） 東日本大震災で被災し、保護者であるご両親が死亡又は行方不明になった小学校、中学校又は高等学校に相当する学校に在学している児童・生徒・学生。 小学校在学児童 月額1万円 中学校又は高等学校在学生徒 月額2万円 その他 小学校、中学校又は高校入学時に5万円 ※応募期間 2012年4月2日から同年5月31日まで ※上記対象者の募集は毎年度行います。</p>	<p>「三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託グループ 「JCB子ども未来応援奨学金」係」 〒100-8212 東京都千代田区丸の内 1-4-5 TEL:03-6250-3258 ホームページ：http://www.kodomo-ouenkin.jp/</p>

<p>エイド フォー ジャパン</p>	<p>◎支援金等支給（返還不要） 震災孤児を対象（20歳まで年2回） ※英国からの支援金等を直接届けます。 金額や支援内容は、集まる寄付金や支給人数により 毎年変わります。</p>	<p>「エイド フォー ジャパン” Aid For Japan”」 Flat 12, The Towers, Lower Mortlake Road, Richmond, Surrey, TW9 2JR ENGLAND メールアドレス：info@aidforjapan.org.uk（日本語可） ホームページ：www.aidforjapan.org.uk</p>
---------------------	--	--

※子どもの学び支援ポータルサイト（文部科学省）<http://manabishien.mext.go.jp/>では、その他の支援情報も掲載しています。

東日本大震災で保護者が死亡または行方不明となり

ひとり親になった児童やそのご家庭への主な支援制度について（お知らせ）

H24.3

宮城県保健福祉部
子育て支援課
電話 022-211-2532

（●◆は母子・父子家庭とも対象，○◇は母子家庭のみ対象）



1 公的機関による支援

経済的支援

●みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金【窓口：県子育て支援課，県教育庁総務課】

震災で親などを亡くした子どもたちが，安定した生活を送り，希望する進路選択を実現できるよう，月額金と入学・卒業時の一時金を支給します。

	就学前	小学校 特別支援学校(小学部)	中学校 中等教育学校 (前期課程)等	高等学校 高等専門学校(1~3年) 中等教育学校 (後期課程)等	大学・短期大学 高等専門学校(4~5年) 専修学校(専門課程) 等
月額金	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 20,000円	1月につき 30,000円
一時金	小学校入学時に 100,000円	小学校卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円	

未就学児の生活支援
担当：保健福祉部子育て支援課
Tel. 022-211-2532

児童・生徒・学生等の修学支援
担当：教育庁総務課
Tel. 022-211-3611

●遺族年金【窓口：日本年金機構の年金事務所】

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合，次の年金が支給されます。ただし，死亡した加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付または免除)を満たしている必要があります。

◇遺族基礎年金

《対象者》

国民年金や厚生年金加入者などが死亡した場合に，生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（夫は非該当，子は18歳年度末または障害を持つ20歳未満が対象）

《H23年度の支給額》

子(一人あたり)	年額	月額
子(一人あたり)	788,900円	65,741円
第2子まで	227,000円	18,916円
第3子以降	75,600円	6,300円

◆遺族厚生年金

《対象者》

厚生年金加入者が死亡した場合に，生計を維持されていた次の方(年収850万円未満)に支給されます。

- ①子のある妻・子（遺族基礎年金と併給可） ②子のない妻
③夫，父母，祖父母（いずれも亡くなった当時55歳以上） ④孫

《支給額》

加入期間や報酬に応じて異なります。

●労災保険(遺族補償年金など)【窓口：宮城労働局または労働基準監督署】

仕事中や通勤中の災害により死亡した場合に，遺族補償年金が支給されます。

《対象者》

死亡した労働者(アルバイトなど非正規労働者を含む)の収入により生計を維持していた配偶者，子，孫，父母，祖父母，兄弟姉妹。ただし，妻以外は年齢や障害の要件と優先順位があり，最上位者のみが受給できます。

《支給額》

死亡した労働者の賃金に応じて異なります。

●児童扶養手当【窓口：現在お住まいの市町村】

公的年金や労災保険を受給することができない母子(父子)世帯の母(父)に支給されます。
ただし、受給者と扶養義務者に所得限度額が設けられており、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

《支給額》

1人目	月額	9,810円	～	41,550円
2人目	月額	5,000円		
3人目以降	月額	3,000円		

●子ども手当【窓口：現在お住まいの市町村】

中学卒業までの子どもを持つ親や養育者に支給されます。

《支給額》

0～3歳未満	月額	15,000円
3歳～小学校修了前	第1～2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生	月額	10,000円

※ その他、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、宮城県災害義援金の申請もれはありませんか。
これらの窓口は、被災時に居住していた市町村になりますのでご確認ください。

貸 付

○母子福祉資金貸付金【窓口：保健福祉事務所(仙台市は区役所)】

母子家庭の自立を図るため、生活資金、修学資金、住宅資金、転宅資金、技能習得資金、事業開始資金などを低利または無利子で貸し付けます。また、被災者については据置期間の延長など特例措置を受けられる場合があります。貸付条件、貸付上限額は貸付種別によって異なり、貸付の可否は審査の上決定しますので、まずは県の保健福祉事務所(仙台市にお住まいの方は区役所家庭健康課)にご相談ください。

●高等学校等育英奨学資金貸付【窓口：県教育庁高校教育課、在学中の高等学校等】

◆高等学校等育英奨学資金(被災生徒奨学資金) 平成23年度新設

《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、震災により主たる家計支持者が死亡または行方不明、住居の全半壊等、主たる家計支持者の経済状況の著しい悪化等により、修学が困難な状況である生徒。

《貸付額》

年額 240,000円(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

《締め切り》

※平成23年度は締め切りしました。平成24年度も実施予定です。

◆高等学校等育英奨学資金(震災による家計急変貸付)

《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、主たる家計支持者が震災に被災したことにより世帯の経済状況が悪化し、修学が困難な状況である生徒。

《貸付額》

自宅通学者 月額 国公立 18,000円 私立 30,000円
自宅外通学者 月額 国公立 23,000円 私立 35,000円
(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

《償還》

貸付期間が満了し、6ヶ月経過後から定められた方法により償還

《締め切り》

※平成23年度は締め切りしました。平成24年度も実施予定です。

※ 詳しくは県教育庁高校教育課のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.miyagi.jp/koukyou/>

子育て支援

●保育所入所【窓口：現在お住まいの市町村】

市町村によって、母子家庭・父子家庭については、保育所の優先入所の対象となっています。

就業支援

○高等技能訓練促進費【窓口：市は各市，町村は保健福祉事務所】

看護師，介護福祉士，保育士などの専門的な資格を取得するために，母子家庭の母が2年以上養成機関で修業する場合で一定の要件を満たす方に，訓練促進費を支給します。

《支給額》

市町村民税非課税世帯	月額	141,000円（平成23年度）
市町村民税課税世帯	月額	70,500円（平成23年度）

○自立支援教育訓練給付金【窓口：市は各市，町村は保健福祉事務所】

母子家庭の母が就職のために雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（受講する講座の教育訓練機関にお問い合わせいただくか，最寄りのハローワークで閲覧をお願いします）を受講し，一定の要件を満たす場合に，その費用の一部を支給します。

《支給額》

対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額です。ただし，10万円を上限とし，4千円を超えない場合は支給されません。

養育相談・心のケア

●被災児童の養育や心のケアに関する電話相談【窓口：各児童相談所】

震災後，お子さんの言動や体調に変化が見られるなど（一人でいるのを怖がる，食欲不振，不眠，落ち着きがなくなった，乱暴にふるまうようになった等），養育に関する相談を受け付けています。

（受付時間 平日，土・日・祝日も 8:30～17:15）

平日	仙台市児童相談所	022-219-5111	仙台市
	宮城県中央児童相談所	022-224-1532	仙台市を除く，下記以外の市町村
	宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	大崎市，栗原市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
	宮城県東部児童相談所	0225-95-1121	石巻市，登米市，東松島市，女川町
	宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	気仙沼市，南三陸町
土・日・祝日 専用ダイヤル（H24. 3. 末まで）		080-2807-8798	

●宮城県子ども心のケアチーム巡回相談【窓口：県子ども総合センター】

子どもの心のケアについて中長期的な支援を行うため，必要に応じ児童精神科医療班（「子どものこころのケアチーム」）を県内沿岸部の各地へ派遣しています。

《対象地域と対象者》

県内沿岸部の市町にお住まいで，震災の被害を受けた子ども（中学生まで）とその家族

《問い合わせ先》

宮城県子ども総合センター（電話：022-224-1497 土・日・祝日除く 8:30～17:15）

関係機関電話番号

年金	日本年金機構（ねんきんダイヤル 自動音声案内）	0570-05-1165	労災	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
	（石巻年金事務所）	0225-22-5115		瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
	（大河原年金事務所）	0224-51-3112	県保健福祉事務所	仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
	（仙台北年金事務所）	022-224-0892		仙台保健福祉事務所	022-706-1216
	（仙台東年金事務所）	022-257-6112		北部保健福祉事務所	0229-91-0712
	（仙台南年金事務所）	022-246-5117		北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
（古川年金事務所）	0229-23-1200	東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118		
労災保険	宮城労働局	022-299-8843	県関係課	東部保健福祉事務所	0225-95-1431
	仙台労働基準監督署	022-299-9071		気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
	石巻労働基準監督署	0225-22-3365		宮城県教育庁高校教育課	022-211-3716
	石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口	0226-25-6921		宮城県教育庁総務課	022-211-3611
	古川労働基準監督署	0229-22-2112		宮城県保健福祉部子育て支援課	022-211-2532

2 民間による支援

【子どもの学び支援ポータルサイト(文部科学省)】

●あしなが育英会【問い合わせ先:0120-77-8565】

一時金(返還不要)

未就学児から大学院生まで 一律200万円(震災時,事情により就学や就労していなかった18歳以下を含む)
奨学金(要返還:無利子,卒業後20年分割返還)

公立高校 2.5万円/月,私立高校 3万円/月,大学(専修・各種学校含む) 4万円/月,大学院 8万円/月

ホームページ <http://www.ashinaga.org/>

●高速道路交流推進財団【問い合わせ先:0120-768-660】

修学資金の給付(返還不要) 小・中・高・専修・大学在学学生 28.2万円/年

※H23.4.1現在で未就学の児童は,給付対象者として登録し,就学開始時に給付開始の案内をします。

ホームページ <http://www.highway.or.jp/>

●日本学生支援機構【問い合わせ先:在学中の学校】

緊急採用奨学金(第一種奨学金・無利子)

公立高校 1.8(2.3)万円/月,私立学校 3(3.5)万円/月,国公立大学 4.5(5.1)万円/月,

私立大学 5.4(6.4)万円/月(括弧の金額は自宅外通学の場合。短大,高専,大学院も対象)

※その他,応急採用奨学金(第二種奨学金・上限金利3%)

ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

●日本財団【問い合わせ先:0120-65-6519】

弔慰金・見舞金 震災で死亡または行方不明の方1人あたり5万円

ホームページ <http://www.nippon-foundation.or.jp/>

●交通遺児育英会奨学金【問い合わせ先:0120-521286】

奨学金の貸与(無利子)

車両に乗って出かけ被災した場合などでも,交通遺児の対象となる場合があります。

高校生以上または今後高校生以上となる者。月額選択制(高校2~4万円,大学4~6万円など)

ホームページ <http://www.kotsuiji.com/>

●ロータリー希望の風奨学金【問い合わせ先:03-5250-2050】

奨学金(返還不要)

大学生 5万円/月(最長48ヶ月,短大は最長24ヶ月),専門学校生 5万円/月(最長36ヶ月)

ホームページ <http://kibounokaze.com/>

●公益財団法人みちのく未来基金【問い合わせ先:022-777-8157】

奨学金(返還不要)

2012年3月以降に高校を卒業し,進学を希望する者。大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料,その他 必要となる実費等を全額給付。年間の給付金上限は300万円

ホームページ <http://michinoku-mirai.org/>

●(財)毎日新聞東京社会事業団【問い合わせ先:03-3213-2674】

毎日希望奨学金(返還不要)

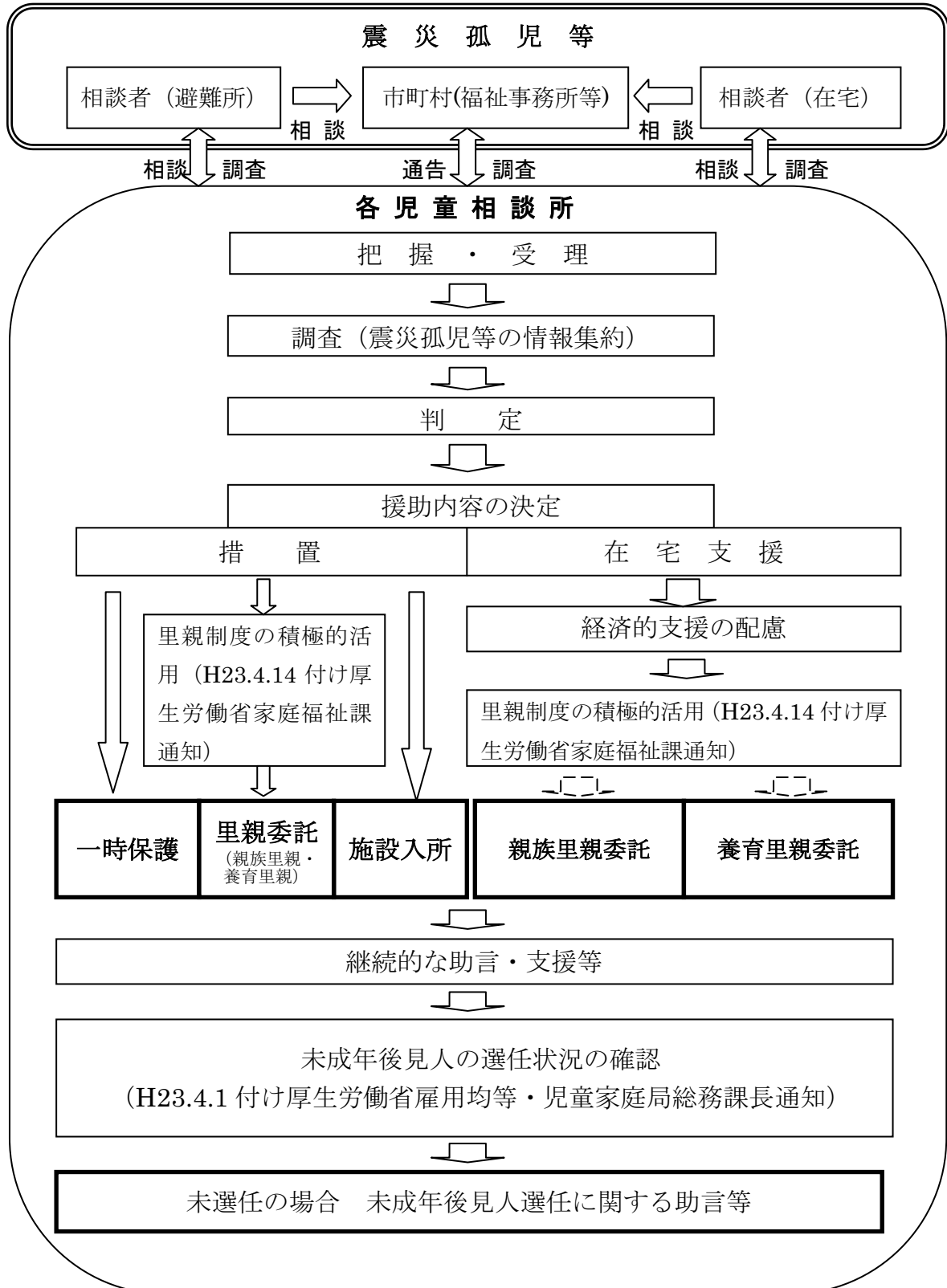
高校生,高等専門学校生,短大・大学生,専修学校生対象に,2万円/月

平成24年度新1年生を中心に約50人。締め切り平成24年4月16日(当日消印有効)

ホームページ <http://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/>

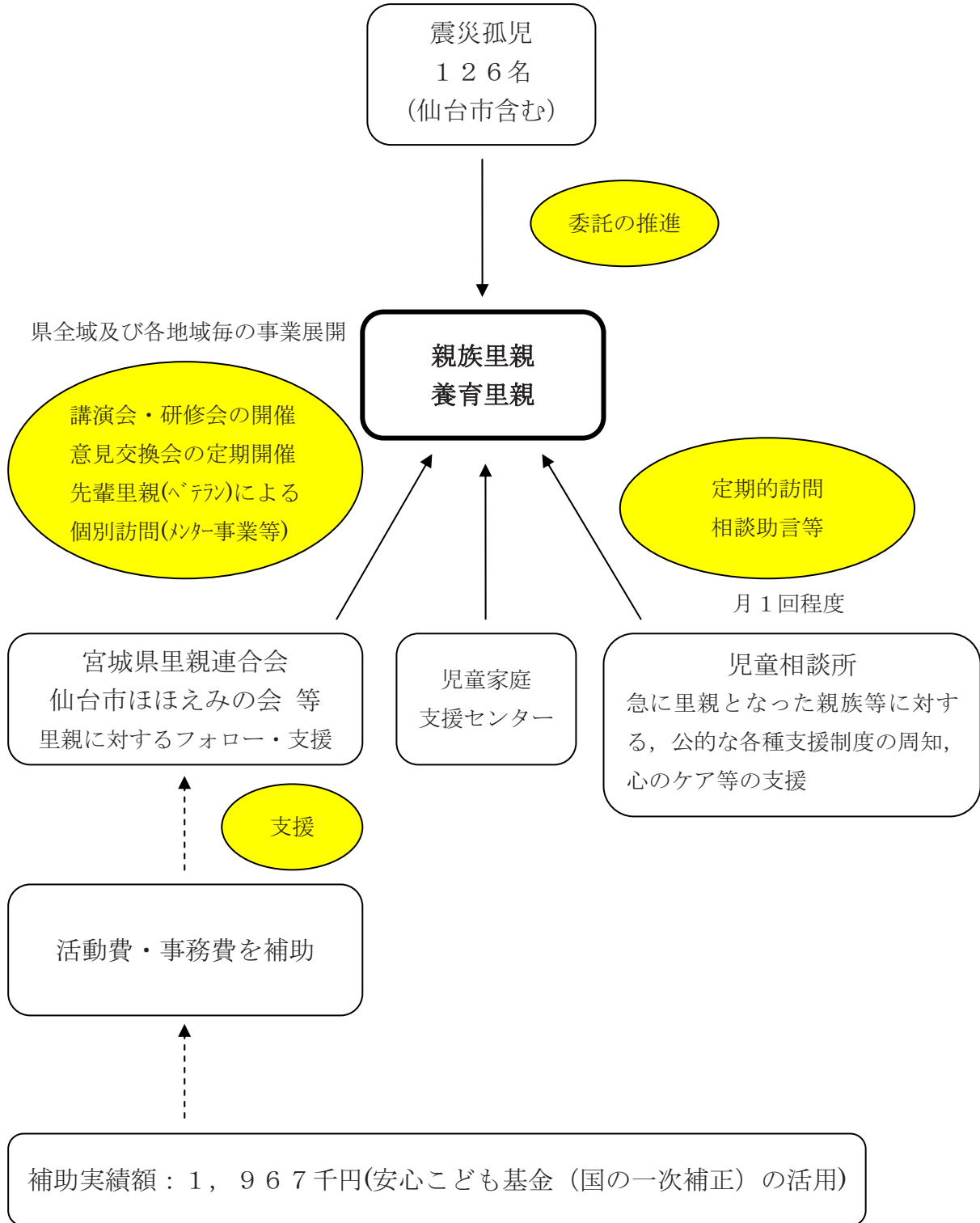
震災孤児等に関する対応の具体的な流れについて

子育て支援課



震災孤児の親族（養育）里親への支援イメージ

H24. 3. 31 子育て支援課





平成23年7月6日
保健福祉部子育て支援課

東日本大震災による震災孤児等支援のための寄附口座
「東日本大震災みやぎこども育英募金」の開設について

1 目的

東日本大震災で、宮城県では、多くの子どもたちが被災し、また、親を失った子どもたち等も多数確認されております。

県といたしましては、このような震災により親を失った子どもたち等が、将来に希望をもって成長していけるように「東日本大震災みやぎこども育英募金」を開設し、企業・団体・個人等、全国の皆様からの御寄附を募り、こうした子どもたち等への支援につなげてまいりたいと考えております。

2 寄附の手続き

- (1) 「寄附申出書」に必要事項を御記入の上、県庁（子育て支援課）あてに FAX，郵送又は電子メールでの送付をお願いします。併せて、金融機関において、下記口座に振込をお願いします。
- (2) 寄附の振込を確認後、受領書を発行し、お送りいたします。

※ 寄附いただきました金額については、所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
東日本大震災みやぎこども育英募金 宮城県知事 村井 嘉浩	七十七銀行県庁支店	普通預金 5518181

3 寄付金の使途について

皆様から寄せられた寄附金については、東日本大震災により親を失った子どもたち等が、安定した生活を送り、子どもたちの希望する進路選択を実現できるよう、支援するための資金等に活用する予定です。

また、寄附の状況に応じて、子どもたちへの支援のために活用できる対象範囲や、支援の内容等について、さらに検討していく予定です。



平成23年12月21日
保健福祉部子育て支援課

東日本大震災みやぎこども育英基金による修学等支援事業について

1 東日本大震災みやぎこども育英基金事業について

国内外から寄せられた寄附金を「東日本大震災みやぎこども育英基金（以下「基金」という。）」に積み立て、この基金を活用し、東日本大震災により父又は母と死別した児童・生徒等が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、本県独自の支援を長期的・継続的に推進する。

2 基金事業の概要について

(1) 給付金の名称

- ① 東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金（仮称）（保健福祉部）
- ② 東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金（仮称）（教育委員会）

(2) 給付金の性格

償還不要の給付金

(3) 給付金の対象及び額

東日本大震災により親を失った児童・生徒等

- ① 未就学児 月額10,000円 就学前一時金100,000円
- ② 小学生 月額10,000円 卒業時一時金150,000円
- ③ 中学生 月額10,000円 卒業時一時金200,000円
- ④ 高校生 月額20,000円 卒業時一時金600,000円
- ⑤ 大学生等 月額30,000円

(4) 対象者数（平成23年12月5日現在）

未就学児	小学生	中学生	高校生	合計
122人	305人	196人	223人	846人

(5) 想定される総事業費

事業名	全体事業費	平成23年度事業費
東日本大震災 みやぎこども育英基金未就学児支援金	約1億円	22.0百万円
東日本大震災 みやぎこども育英基金奨学金	約3.1億円	264.5百万円
合計	約3.2億円	286.5百万円

第3節 母子保健活動及びひとり親家庭等への支援関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【子育て支援課】

1. 母子保健事業の再開に向けた環境整備について

(1) 母子健康手帳等の提供

■津波による被害が甚大であった沿岸部においては、建物や家屋のほか自治体庁舎も被災し、母子保健に関する記録や活動場所も失われた。

■女川町からは母子健康手帳が不足しているとの連絡があったため、仙台市から当該手帳の提供を受け、平成23年3月19日に、同町へ送付した。

■また、財団法人母子衛生研究会及び株式会社母子保健事業団、社団法人日本家族計画協会、株式会社東京法規出版から、被災した自治体に対し、母子健康手帳や母子保健教材等を無償提供する旨の申し出があり、平成23年4月19日に、提供可能な母子健康手帳及び教材名の一覧を作成し、各市町村の母子保健担当課に希望物品についての需要把握を行った。

■その結果、各団体等に対し、県内の延べ28市町から必要な教材等の要望が寄せられたため、とりまとめて各団体に申請を行ったほか、その後も各市町村の追加要望に対して同様の対応を行った。

(2) 母子保健事業等に必要物品の提供

■公益財団法人日本ユニセフ協会からは、被災により遺失または損壊した母子保健事業及び児童福祉事業に必要な物品（市町村が実施する乳幼児健診等に必要な身長計、体重計等）を提供する旨の申し出があり、平成23年4月21日、各市町村の母子保健担当課及び児童福祉担当課等に希望物品についての需要調査を行った。

■なお、要望があった物品については、提供の可否を公益財団法人日本ユニセフ協会に確認を行い、平成23年5月2日、提供可能とされたものを一覧に整理し、文書にて同協会に要請した。

■県内の13市町（塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、村田町、亘理町、七ヶ浜町、女川町及び南三陸町）と仙台保健福祉事務所、東部保健福祉事務所及び東部児童相談所から、延べ295品目（2,429物品）の要請があった。【資料8】

2. 健康診査・医療を受ける機会の確保に関する支援について

(1) 先天性代謝異常等検査の検査体制の準備

■平成23年3月14日から、先天性代謝異常等検査に関する検査機関の被災状況、検査継続可否の確認及び検査継続が不可となった場合に備え、他県における検査体制の準備を実施した。

■他県との情報交換と調整は、主に先天性代謝異常等検査を委託している財団法人宮城県公衆衛生協会の協力のもと行ったが、同協会での検査継続に支障がないことが確認されたため、他県への検査依頼は行わなかった。

■同時に、財団法人宮城県公衆衛生協会に対して、検査の結果、精密検査等を要する者への連絡の可否について確認を行ったほか、検査結果に関する産婦からの問い合わせへの対応を行った。

(2) 妊婦健康診査及び乳幼児健康診査等実施支援

■平成23年3月15日から、避難先自治体での母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診の取り扱い等について、各市町村母子保健担当課へ情報提供等を行った。

■平成23年3月18日から、厚生労働省の要請により、子育て支援課（子ども・家庭支援班）に妊婦等の受け入れ体制相談窓口を設置した。相談窓口の設置については厚生労働省のホームページに掲載され、妊婦等からの問い合わせへの対応を行った。

■平成23年3月21日、相談窓口及びその他の妊婦等の医療に関する情報について子育て支援課のホーム

ページに掲載したほか、平成23年3月31日には県内市町村・保健福祉事務所に文書にて通知した。

■また、県内の印刷業者等も被災したことから、平成23年度の健康診査票（妊婦・乳児）等の印刷及び市町村への送付が不可能となったため、平成23年4月5日以降、各市町村に対し当面前年度の書式を適宜修正して使用するよう伝達するなどの対応を行った。

■結果的には対象者がいなかったことから具体化しなかったが、震災により1か月健診が受診困難な乳児に対するビタミンK2シロップの投与体制の整備も行った。

■平成23年7月29日から、厚生労働省の照会による「乳幼児健診の実施状況等に関する調査」を各市町村母子保健担当課あてに依頼し、震災後の健診の実施状況や人的支援の必要性等について情報収集を行った。

■この調査については、平成23年度を通じて毎月、市町村からの報告を求めた。具体的には、医療機関における妊婦健康診査や市町村が実施する産婦訪問（産後うつに関する問診を含む）及び新生児訪問の実施状況のほか、1歳6ヵ月健診や3歳児健診といった法定健診など、妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業全般について県内市町村の状況が集約された。

■震災直後、特に沿岸部の地域では交通や情報網が寸断されたが、各自治体の保健師等が各戸訪問によって母子の安否確認を行うなど母子の支援に当たり、4月にはすべての市町村において産婦訪問及び新生児訪問が実施されている。

■また、各健診の受診率についても前年度と比較して同水準、または前年度を上回る水準で推移している。

（3）産前・産後の生活の場に関する支援について

■平成23年4月6日に、被災した妊産婦、乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について、各市町村の母子保健担当課に対し通知した。この通知には、北海道保健福祉部、山形県子育て推進部及び同県農林水産部からの医療機関等での妊婦等の受入れに関する通知を含んでいる。

■平成23年4月15日に、青森県健康福祉部からの妊婦の受入れ（産科医療施設）の情報を、各市町村母子保健担当課に通知した。

■また、被災した産婦に対する義援金支給について、財団法人家族計画国際協力財団から通知があり、平成23年7月7日に、各市町村母子保健担当課あてに周知した。

■なお、平成23年5月23日には、厚生労働省母子保健課から、東日本大震災により被災地から移住した子どもとその家族への支援についての通知があり、各市町村及び関係機関あてに周知している。

3. 配偶者からの暴力（DV）に関する対応について

■震災後、生活環境や経済環境が激変することにより、配偶者からの暴力（DV）の増加が懸念された。

■県では、配偶者からの暴力に関して、「配偶者の暴力及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画を策定しており、平成23年度はその改定時期に当たっていたため、年度後半から第3次基本計画（計画期間：平成24年度から同26年度）の策定作業に着手した。

■その策定のポイントとして「東日本大震災への対応」を掲げ、①仮設住宅サポートセンター等との連携による対応強化、②被災地で活動する民間団体等との協力による被害の発見と情報提供の促進、専門職員、中堅職員等への研修強化と体系的な研修体制の構築を掲げた。【資料9】

■仮設住宅サポートセンターとの連携については、具体的な動きとして、平成23年12月、宮城県サポートセンター支援事務所が実施する「サポートセンター従事者研修」に職員を派遣し、受講者に対するDVに関する情報提供や通報・相談機関の紹介などを実施した。

4. ひとり親家庭等への支援について

（1）児童扶養手当

■発災直後から、児童扶養手当法に基づき、住宅・家財等の財産におおむね1/2以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和及び被災地から転入してきた者からの認定請求等についての添付書類の省略等について対応した。これらの対応について、平成23年3月17日に市町村及び各保健福祉事務所に通知した。

（2）母子寡婦福祉資金貸付金

■被災した住宅の補修費用として、住宅資金1億円（50件分）を平成23年度4月補正予算に計上した。

■被災した母子家庭等への貸付に係る支払い猶予，一部据置期間の延長，一部所得制限限度額の撤廃，国庫支出金交付率の嵩上げ等の特例措置について，平成23年3月17日に市町村及び各保健福祉事務所に通知した。【資料10】

■激甚災害法に基づく激甚災害として指定されたことによる貸付枠として，約2億4千万円（国庫貸付金3/4，県繰入金1/4）を4月補正予算に計上した。

■住宅の修繕や応急仮設住宅等から恒久住宅への移転を円滑に行うとともに，負担軽減を図ることを目的として，住宅資金及び転宅資金貸付金の利子補給事業費を平成23年度8月補正予算に計上した。

（3）母子自立支援員の増員

■仙台，東部，気仙沼の各保健福祉事務所に母子自立支援員を各1人増員することとし，母子家庭等からの生活・就労相談や貸付金の相談業務などに応じる体制の強化を図った。

東部保健福祉事務所：平成23年7月25日から

仙台及び気仙沼保健福祉事務所：平成23年8月1日から

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■母子生活支援施設に入所中の世帯の状況確認を行った。

【仙台保健福祉事務所】

1. 母子支援・女性相談関連業務

■震災で被災した母子・寡婦家庭に対して，震災枠で15件（15人：3,579,010円）の母子寡婦福祉資金の貸付を行った。

■震災で被災した母子寡婦福祉資金の貸付者に対して，5件（5人：1,370,846円）の支払い猶予の手続きを行った。

■震災で被災した母子・寡婦家庭の相談に対応するため，平成23年8月1日より母子自立支援員を採用し，生活再建に向けた相談を行った。

■3月下旬に婦人保護施設に出向き，入所者の現況，安否確認を行った。

2. 母子保健関連業務

■未熟児訪問事業は6月3日より再開した。

■5月に予定していた心身障害児等発達支援事業のこたばの教室は，塩釜本所が震災により被災し会場が使えないため，事務所が移転した仙台合同庁舎で7月より再開した。

【北部保健福祉事務所】

■母子生活支援施設に入所中の世帯の状況確認を行った。

【東部保健福祉事務所】

1. 母子支援・女性相談関連業務

■母子寡婦福祉資金の3月調定分の納付書は，震災当日（3月11日）に送付していたため，4月上旬に再送付した。その際に，被害状況等を把握するため，現況調査書を同封した。返信がない場合には，電話や訪問などにより安否確認を行った。

■相談業務は，石巻西高等学校への移転後（3月23日）に再開した。相談や問い合わせ内容では，津波で自家用車をなくし，自家用車購入資金として貸付を希望する案件が多かった。

2. 母子保健関連業務

■未熟児訪問事業は，4月下旬に再開した。

■発達相談は，合同庁舎が利用できなかったため，石巻支援学校の2部屋を借りて，7月に再開した。

■自立支援医療（育成医療）及び養育医療の申請，特定不妊治療費助成申請の受付は，石巻西高等学校へ

の移転後に再開した。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 母子支援・女性相談関連業務

■3月下旬から4月上旬にかけて、母子寡婦福祉資金借り受け人の被害状況等を把握するため、電話での安否確認を行った。

■母子寡婦福祉資金を償還中の被災者に対して、支払猶予の申請を助言し、13人29件の猶予手続きを行った。

■相談業務については、震災翌日から体制を整えた。相談内容としては、失職したことによる生活資金の貸付の相談や、自宅が流失したことによる住宅資金・転宅資金の貸付の相談が多かった。

2. 母子保健事業の再開に向けた支援

■南三陸町は、活動場所である保健センター及び母子保健に関する記録や事務書類のすべてを流失したため、乳幼児健診の再開に向けた支援を行った。宮城県派遣チームの支援を受け、4月中旬から、対象者数の把握、実施要綱や実施要領、健康診査票等様式、委託契約書、案内通知の作成など支援した。6月には乳幼児健診が再開され、当所保健師は7月まで健診従事者として支援した。

【女性相談センター】

■施設自体は地震による被害も殆どなく、負傷者もなかった。

■飲料水については、給水開始までの間、職員の知人宅など給水の協力先から車で運搬し、トイレの水は近くの用水路から汲むなどして、必要最低量を確保することができた。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【子育て支援課】

1. 母子保健事業の再開に向けた環境整備について

■今回の震災では多くの家屋が被災し、避難所が設けられたが、妊産婦や乳児の避難の状況等を十分に把握できなかった。

■また、沿岸部の被災地では、流失等による母子健康手帳、乳幼児用体重計等の不足ほか、電気・ガスの供給が止まったことにより、ほ乳瓶の煮沸消毒ができなくなるなど衛生面に関する課題が生じた。

2. 健康診査・医療を受ける機会の確保に関する支援について

■新生児を対象とした先天性代謝異常等検査については、検査機器や機材、検査員等の被災状況によっては検査継続ができなくなる可能性があった。

■また、ビタミンK2シロップの投与が必要な新生児を想定した体制整備にも取り組んだが、医師の処方箋が必要（医療行為）であることや同シロップ自体の調達方法、誰が投与するかなど、母子保健分野からのアプローチは難しい状況であった。

3. 配偶者からの暴力（DV）に関する対応について

■平成23年度において、行政機関の窓口に対するDV相談件数等は前年とほぼ同水準となったが、警察に対する相談は増加傾向にある。

■震災発生後は、生活環境が大きく変化し、避難所における長期間の生活や仮設住宅への入居等に伴い、配偶者からの暴力に至るケース等もみられた。

4. ひとり親家庭等への支援について

■母子自立支援員の増員については、適任者を採用するのに時間を要し、当初予定していた時期より採用時期がずれ込んだ。

■震災遺児家庭への修学支援制度の創設等に取り組んだほか、当該世帯に対して各種支援制度の周知を行った。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■塩釜本所が震災により被災し通信等のインフラの復旧に時間がかかり、被災者（被災施設）の安否確認（現況）に時間を要した。

■母子寡婦福祉資金については、被災者へ迅速な対応をするために平時から自然災害により被災した場合の取扱（減免等）について決めておく必要がある。

【東部保健福祉事務所】

■母子寡婦福祉資金について、自家用車購入費用の借入を希望する人が多かったが、貸付対象とならず、要望に応えることができなかった。

■被災した養育医療申請者が病院の窓口で一部負担金免除申請書を提示しなかったため、養育医療の負担金が発生した案件があり、最終的には病院にレセプト変更手続きをお願いし、負担金がかからないようにした。

【気仙沼保健福祉事務所】

■南三陸町では、町内のほとんどの地域が津波被害に遭ったため、母子保健活動よりも生命維持活動が優先された。また、活動場所である保健センター及び母子保健に関する記録や事務書類のすべてを流失した。また、多くの住民が家屋を流失し、住民個々人の所在の把握が困難であった。そのため、母子保健活動の再開に向けた環境整備、対象者の所在・状況の把握に時間がかかり、再開までに多くの調整と時間を要した。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【子育て支援課】

1. 母子保健事業の再開に向けた環境整備について

■避難所における妊婦や乳幼児に関する情報の把握や支援体制等について災害時要援護者支援ガイドライン及び災害時公衆衛生活動ガイドライン等に明記する必要がある。

2. 健康診査・医療を受ける機会の確保に関する支援について

■先天性代謝異常等検査については、基本的に1県1検査機関で対応しているため、災害によりその機能が失われた場合には広域的対応が必要となることから、隣県との相互の支援体制の構築について検討する。

■妊婦健診等については、医療機関や母子保健関連団体の協力を得ながら、その早期再開と住民への情報提供を優先して行っていくことが必要である。

3. 配偶者からの暴力（DV）に関する対応について

■DV被害に関する情報提供を促すための相談窓口の周知は、市町村のみならず、被害者支援や被災地支援を行う団体、学校、医療機関等との連携により実施することが必要である。

4. ひとり親家庭等への支援について

■ひとり親家庭に対する支援制度の枠組みや施策等をリーフレット等によりパッケージとして整備し、災害時に迅速に情報提供できる体制を整備する必要がある。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

- 塩釜本所が被災した場合の事務所機能の確保、岩沼支所及び黒川支所の人的・物的資源の活用が重要である。
- 震災により被災した母子寡婦福祉資金の償還者への減免等の取扱について検討する必要がある。

【東部保健福祉事務所】

- 災害があった場合の、貸付償還金の支払い猶予や免除、負担金等の減免の要件や手続きについて、事前に検討しておく必要がある。

【気仙沼保健福祉事務所】

- 妊婦や乳幼児を含めた避難者（避難所・縁故避難・みなし仮設等）に関する情報の把握や災害時の連絡方法、支援体制等を確認し、対応方法を予め定めておく必要がある。

資料8

必要物品一覧

物品提供 要望市町村・ 事務所	担当	商品名称	規格	品番	数量	単位
塩竈市	塩竈市健康福祉部健康課	アンビュバック		11-2527-02	1	個
		薬用保冷庫		MPR-214F	1	台
		聴力検査機器(インピーダンスオーディオメータ)		RS-41	1	台
		乳幼児身長・体重計seca(デジタルベビースケール)	336	671-001-14	1	台
		seca(デジタルベビースケール メジャーロッドユニット)	232	671-001-11	1	台
		secaキャリングケース	428	671-001-60	1	個
		デジタル身長計	DSN-70	G64-001-02	1	台
		新生児体重計	833	671-001-73	3	台
		キャリングケース	413	671-001-69	3	個
		ワイヤレスマイク ハンド型		WM-1220	3	台
		ワイヤレスマイク タイピン型		WM-1320	1	台
		ワイヤレスチューナー		WT-1824	1	台
		増設用チューナーユニット		WTU-1830	2	台
		ワイヤレスアンテナ		YM-510	2	台
		PAアンプ		A-1806(60W)	1	台
		PAアンプ		VA-122	1	台
		リモートマイク5局		RM-2005	1	台
		ダブルカセットプレーヤー		202MK5	1	台
		CDプレーヤー		CD-50	1	台
		木製ラック		WR-204	1	台
		3D-VIERA 50V型 VT3		LC52DZ3(S)	1	台
		ブルーレイディスクレコーダー		BZT-900	1	台
		移動式大型液晶テレビスタンド		PA-27G	1	台
		体脂肪計付体重計		BC-708	1	台
全自動血圧計(本体TM-2655・架台TM9325・椅子TM9315A)			1	式		
気仙沼市	気仙沼市健康増進課	乳児用身長計		416	1	台
		ジョイントマット(カーベットタイプ) 9枚入	300*300mm	N-9393	70	セット
		ワイドバスタオル	1400*800mm		10	枚
		こたつ用敷き布団	1900*2400mm	688179	4	枚
		防ダニ枕		082-H0265	3	個
		シングルベッドパッド(ウオッシュブルタイプ)	850*1950mm	082-U0312	4	枚
		デスクトップ型パソコン		VN370/DS1K	1	台
		カラープリンター		EP-703A	1	台
名取市	名取市健康福祉部保健センター	器械戸棚 両開き	HP=SG11F1N	22-2168-00	1	台
		器械戸棚 両開き	HP=SG11F1N	22-2168-00	1	台
		オートシラー(卓上シラー)カッター付		03-3737-00	1	台
		訪問看護用トートバック (50入)		0-6170-01	4	個
多賀城市	多賀城市 健康課	よくばりスキルアップ		5771000	1	個
		だるま落とし ステージ5		5524400	2	個
		ソフトジャンボサイコロ		5524300	3	個
		ジョイントマット SC15 4枚組 黄色	100*100*15	T2085Y	6	セット
		ジョイントマット SC15 4枚組 緑色		T2085G	2	セット
		ジョイントマット SC15 4枚組 青色		T2085B	2	セット
岩沼市	岩沼市保健センター健康増進課	デジタル乳児体重計 W538*D300*H115		336	1	台
		体重計用 専用キャリングケース		428	1	個
		アネロイド式血圧計		06-00040	10	台
		幼児用身長計(おうさま)		06-00074	1	台
		OHM ハンディ 拡音器(拡声器)	XB-11SF	260-0420	3	個
		電子体温計		ET-C202	100	本
登米市	登米市市民生活部健康管理課	デジタル乳児体重計(検定付) W538*D300*H115	15kg	336	2	台
		上記専用ACアダプター		400	2	台
		上記専用キャリングケース		428	2	個
栗原市	栗原市市民生活部健康推進課	電子レンジ(スチームレンジ)		NE-ES251	1	台
大崎市	大崎市民生部健康推進課	スチームオープンレンジ		ER-H8-H	1	台
		放送設備 ワイヤレスマイクロフォン 300MHz		WM-3100	1	個
村田町	村田町健康福祉課	ワイヤレスアンプ(ワイヤレスマイク付き)		ATW-SP707	1	台
		ワイヤレスマイク		ATW-T705/P	1	本
		ラベリアマイク(ピンマイク)		AT829H/P	1	台
		ワイヤレストランス(ピンマイク用無線部材)		ATW-T107P	1	台
		トップユニット冷蔵庫		NR-E435T	1	台

巨理町	巨理町保健福祉課子ども家庭班	電気ポット	3.0L	PDK-G300-WU	1	個
		AED:自動体外式除細動器(バッテリーパック・電極・バッグ付)	X216/H324/Y184	AED-2100-V	2	セット
		上記専用収納ケース(壁掛タイプ) オレンジ		YZ-041H7	2	台
		液晶37インチテレビ		37Z1S	1	台
		DVDプレーヤー		SD-310J	1	台
七ヶ浜町	七ヶ浜町健康増進課	脚付ホワイトボード 1905X525X1800	1800mmX90mm	346-060	1	台
		ブルーレイ内臓液晶テレビ 37インチ		LC40DX3(B)	1	台
		プロジェクター		EB-X10	1	台
		滅菌器		YS-A-C107J	1	台
		薬用保冷庫		MPR-215F	1	台
		クラーボックス		CA5481-030	1	個
		ハンド型メガホン	ER-1106S	01-6146-00	1	台
		身長計(寝て計測するもの)	416	671-001-45	1	台
		身長計(立って計測するもの)		AD-6226	1	台
		体重計(寝て計測するもの)	833	671-001-73	1	台
		携帯用金庫手提金庫		93M	1	個
		インピーダンスオージオメーター		RS-41	1	台
		テント(日よけテント屋根だけ) OK式テント	6255	01-6107-04	3	台
		自転車(電動アシスト付)CY-SPM-226		CY-SPM-226	10	台
		ドクターライト	DL	02-3415-00	1	個
		扇風機 ER30SM7(T)			4	台
		女川町	女川町健康福祉課	テーブル兼用座卓		8185JZMM18
secaベビーボード				671-001-45	2	台
乳幼児の体重計				AD6020-12K	2	台
身長計	HD			19-2087-01	1	台
カラーつみき				12-03469	3	個
ランドルト環単独指標 樹脂製 3m用(12枚組)				HP-1258C	1	個
抗菌メジャーオート				KA-15	3	個
VersaPro(ノートパソコン)					3	台
南三陸町	南三陸町保健福祉課	パソコン(ノートタイプ)		LS550/DS6W	2	台
		洗濯機 サノインパーター	8.0kg	ASW800SB8W	1	台
		滅菌器		YS-A-C107J	1	台
		舌圧子(ステンレス)	E502-034	20-2910-00	60	枚
		デイスボ舌圧子(200枚入)		02-3312-01	1	箱
		歯科用ミラー	φ 22mm	22-2236-00	100	本
		歯科用探針	160mm	02-4125-01	50	本
		歯科用プローブ(YDMヘリプローブ)		No09-551	30	本
		冷凍 冷蔵庫 140ℓ		SJK-14T(FG)	1	台
		鉗子立て(ステンレス製)6cm(手なし)	60*91mm	03-3210-01	3	個
		鉗子立て(ステンレス製)9cm(手なし)	90*146mm	03-3210-03	3	個
		診察用ペンライト LEDライト(標準サイズ)		09-00616	3	本
		キング携帯型ミニライト(専用カバー含む)			1	台
		診察用ベッド(折りたたみ式)		TB-566	1	台
		メジャー CMD-MJ(2M)		23-2231-00	2	個
		ラジカセ		CFDE501	1	台
		オーディオマイク(放送機器とマイク)			1	式
		ティンパノメトリー(インピーダンスオージオメーター)		RS-41	1	台
		洗面器(ステンレス製)深型	φ 320mm	02-2695-01	2	個
		オスバンS		04-2430-01	3	本
		うさくまワールドエプロン(Aピンク)		60-74990-024	3	枚
		うさくまワールドエプロン(Bイエロー)		60-74990-025	3	枚
		うさくまワールドエプロン(Cブルー)		60-74990-026	3	枚
		予防衣(サームピンク)	M	23-2184-0002	3	枚
		予防衣(サームピンク)	L	23-2184-0102	5	枚
		予防衣(サームピンク)	LL	23-2184-0202	2	枚
		救急バック(アンビュ-装着) CRW-3(リザーバー付)		11-2536-08	1	式
		CD(童謡)ベスト100こどものうた大全集			1	枚
		乳幼児身体発育値曲線B-4カラー-男女2枚セット		4170	1	冊
		尿検査用セット		3306	1	箱
		ニプロ尿カップ	200ml	39-805	1	個
		ウリエースKc	ブドウ糖・蛋白質・潜血の検査	UA-C03K5	4	箱
		たべものカード			2	箱
生活道具カード			2	箱		
だれかな?カード			2	箱		
つみ木		12-03469	5	組		
仕上げ磨き用 歯ブラシ マミー17M			150	本		
3/5才用 歯ブラシ サンスター		#77	150	本		

第9章 子育て・要保護児童支援対策

		ナンバリング(五桁用)		5104-9591	1	個
		ステンレスバット 蓋付 2号	240*180*40mm	03-3100-02	1	セット
		ステンレスバット 蓋付 4号	300*240*40mm	03-3100-04	1	セット
		ステンレスバット 蓋付 2号	240*180*40mm	03-3115-02	1	個
		ステンレスバット 蓋付 4号	300*240*40mm	03-3115-04	1	個
		滅菌テープ(オートクレーブ用)	25mm	1222-25	2	個
		滅菌パック		ERG-150EN	1	箱
		離乳食指導パネル(初期?完了期)	MU13	12414-000	1	枚
		食材フードモデル			1	式
		食育絵本・紙芝居(かわいいどうぶつのかあちゃん)		06-00074	1	台
		幼児身長計 おうさま		06-00074	1	台
		幼児用体重計(ベビースケール)		BD-586-WH	1	台
		ボールハウス(セーフティボール150個付き)		295161700	2	セット
		ミルトン専用容器(N型)	4Lタイプ		15	個
		ミルトンS	3L入, 容器4L		30	本
		哺乳瓶 小 耐熱ガラス製	KG-120 120ml	07-2845-050	30	本
		ビジョンスポンジブラシ		04032	30	本
		哺乳瓶用洗剤		A-1817	30	個
		哺乳瓶ポット		#425COOL	15	本
		赤ちゃん用爪切り		23-3815-01	30	個
		赤ちゃん用綿棒(ベビ-綿棒)抗菌		23-3814-00	30	個
		ガーゼハンカチ 10枚入		PIP BABY	30	枚
		沐浴布		AK1172G	30	枚
		ベビーローション(すこやかローション250)			30	本
		ベビーソープ(ボトルタイプ)	500ml	23-3816-00	30	本
		温度計		20-2310-00	5	個
		ベビーバス		irs-370355	5	個
		ビジョン 母乳パッド(はじめてのフィットアップ) 102枚入		16089	30	パック
		診察用回転椅子(キャスター無) ビニール布生地・グリーン		CG15RF-P625	2	セット
		スクリーン(衝立)4枚折 ピンク	N-414	067-024-93	3	組
		天然イ草のゴザ	6畳	60-74710-082	5	枚
		クリップボード(バステルピンク)10冊入	A-4版	617-824	5	箱
		ブルーナーおくすりパック 2柄	200枚入		2	セット
		カーテンダ-前開きスリッパ	ピンク 26cm	ASR-I-150B	60	足
		スリッパ (デイズニ- スマイル ミッキー)	18cm ブルー	AJK-1726	25	足
		スリッパ (デイズニ- スマイル ミニ)	18cm ピンク	AJK-1727	25	足
		スリッパ (デイズニ- スマイル ブルー)	18cm イロー	AJK-1728	25	足
		絵本 みんなうんち			100	冊
		絵本 たまごのあかちゃん			100	冊
		絵本 どうすればいいのかな?			100	冊
		絵本 でてこい でてこい			100	冊
		ブロック (ビッグブロック)		gf165	250	個
		ヨガマット 9種類 各2枚 3.5mm	1730*610*3.5mm		18	枚
		案内板(キャスター無)	3488687	CS-515	5	個
		ラミテーター(A3・A4サイズ可能)		K005J-A3	1	台
		衣装ケース			5	個
		米式手洗台 1個用 ステン		02-2680-00	2	個
		デイスボ歯鏡・深針(50本)	MDd	02-4126-03	2	個
		デイスボ歯鏡・深針(50本)		02-4126-04	2	個
		乳児体重計・収納パック		06-00007	2	個
		新ふとんキャリーパック	6076168116		4	個
		ベッタブロック大セット			1	個
		ハッピーバースディーケーキ			1	個
		シェーブソーチングハウス			1	個
		3WAYスライダー			2	個
		電子体温計	腋下予測式	ET-C205S	50	本
宮城県仙台保健福祉事務所	地域保健福祉部母子支援班	高精度ベビースケール	050038	BD-815	2	セット
		三ツ折型身長計 45-90cm	57955	02-3565-00	1	台
		訪問エプロン 静電・防水加工(ピンク・ブルー)		YH-1238	2	枚
		訪問パックセット(スリーウェイケアパック)	050004	23-2297-00	2	セット
		卓上水銀血圧計 専用カバー付(ピンク・スカイブルー)各1	8-7199-01(ピンク)	8-7199-02(スカイブルー)	2	台
		血圧計カバー(ピンク・スカイブルー)各1	8-2178-02(ピンク)	8-2178-01(ブルー)	2	個
		アネロイド血圧計	10405	23-2358-00	2	台
		聴診器(アルカテラスコープ)ダブル グレー	10217	02-3180-00	2	具
		デジタル体重計 セレートタイプ DP-7200(ACアダプター付)			1	台
		クリーンジョイントマット(ライトグリーン) 16枚入	39161		2	セット

		リフトアップテーブル マシさくら(木目柄)	16523		1	台
		アームっ子チェアAタイプ	19235		2	台
		エプロン キティ(ピンク・サックス)各1			2	枚
		シャーカステン移動架台二段	MY623AL	03-2445-03	1	台
		冷凍冷蔵庫 140L		SJK14T(FG)	1	台
		知覚計(オイレップルヒ氏) 金属先	132mm	02-3375-00	2	個
		知覚計(ルーレット式)	175mm	02-3996-00	1	個
		触診用ブラシ D-1	240mm	04-2355-00	1	個
		打診器(吉村氏) MY-2064	40mmX170mm	02-3685-00	1	個
		角度計(神中氏)	220mm	02-3735-01	1	個
		ADライトPRO	355K	23-2207-00	1	個
		往診靴 ミディ・ライト ブラック		23-2281-00	1	個
		握力計(M式)	MY-2081	02-3765-01	1	個
		メジャー CMD-MJ1	2m	23-2231-00	2	個
		リットマン(ステスコープ)		2452	1	台
		リットマン(ステスコープ)		2454	1	台
		スワンハート血圧計 標準型		UM101A	1	台
		スワンハート血圧計 スタンド型		UM-101B	1	代
宮城県東部 保健福祉事 務所	母子障害班 石巻専修大学構内アリーナ内	訪問トートバッグ		0-6170-01	3	個
		バスタオル (1200枚)	モカ	01-070	6	枚
		ガラガラ(リボンモード)(クッキーカミカミ			1	個
		ベーシック血圧計		UA-772	1	台
		聴診器(リットマンライトウェイトII SE	ピンク2	2456	1	本
		体重計(乳児用)	833	671-001-73	1	台
		身長計	207	671-001-02	1	台
		ワンショットプラスP EL- II	4x8cm, 2折, 個包装	11498	15	箱
		絨毯(6畳用)			2	枚
		打診器(大貫式)触診ブラシ付	CK-5410	502-014-71	1	個
		ペンライト(ワットLEDペンライト		02-3413-00	1	個
		メジャー		23-2231-00	2	個
		バスタオル (1200枚)	モカ	01-070	6	枚
		カラーマット(6畳の絨毯に間に合う分)			1	セット
		日本の森の積木		ZK-TK-01	1	個
		小児用診察ベッド (フルー)	55cmX140cm	TB-183	1	台
		毛布			2	枚
		シーツ			2	枚
		幼児用体重計	833	671-001-73	1	台
		幼児用身長計	207	671-001-02	1	台
		白衣(女性用) 医師用 シングル	M KEX5130	16-1686-0101	1	枚
		スリッパ(レザー調)			1	足
		幼児用絵本(はなまるきつず(おはなしえほん)上・下巻			1	セット
		お絵かき道具(ブーサンのお絵かきセット			2	個
		子ども用テーブル(あんぱんまん)			2	個
		子供用椅子(あんぱんまん)			2	個
宮城県東部 児童相談所	石巻専修大学体育館内	引違い書庫(錠付) スチール戸 1760WX400DX880H		4628AZ-Z21	8	台
		ベース 1760WX 365DX90H		4638AG-Z21	8	台
		引違い書庫(錠付) スチール戸 880WX400DX880H		4622AG-Z21	1	台
		ベース 880WX 365DX90H		4632AG-Z21	1	台
		チャイルドシート(0歳月・4歳頃)マシュマログランデWサーモ			1	台
		体重計(新生児用)		BD-715A	1	台
		シュレッター オフィースシュレッター		CF-20C	1	台
		WPPSI		001-005	1	冊
		新版K式発達検査2001			2	冊
		田中ビネー知能検査V		017-158	2	冊
		K-ABC		019-068	1	冊
		PEP-Ⅲ検査用具		009-004	1	冊
		ITPA		001-061	1	冊
		ハイパーサークル(ボール付)		8-344-4215	1	台
		チャイルドシート(幼児) EG GA			1	台
		ジュニアシート STD			1	台
		カーナビ(ポータブル) AVIC-T99			1	台
		プリンター EP-703A			1	台
		ベビーベッド ワンタッチハイベッド			1	台
		ベビー用毛布 オーガニックコットン		1281	1	枚
		デジタルカメラ IXY-10S			1	台
		ボイスレコーダー		DP-10	1	台
		救急セット ファミリーエイドキット KFA500			1	個
		PEP-Ⅲマニュアル			1	台

第9章 子育て・要保護児童支援対策

PEP-Ⅲ記録・採点用紙			1	台
厚生労働省編一般職業適性検査器具			1	台
相談判定事業 WISC-Ⅳ 児童用知能検査			1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業707マツ 幅900mm			9	枚
心身障害児相談指導事業 マイク		AT-X11	3	台
心身障害児相談指導事業 マイクスタンド		MDS-1500	3	台
心身障害児相談指導事業 アンブ		AT-MA2	1	台
心身障害児相談指導事業 レーザーポインター		ST300S	1	個
心身障害児相談指導事業 プロジェクター		NP210J	1	台
心身障害児相談指導事業 スクリーン		PRS-T90	1	台
心身障害児相談指導事業 電池(アルカリ)(12本入)			1	個
心身障害児相談指導事業 PECS絵カードバインダー		大	5	冊
心身障害児相談指導事業 PECS絵		大	5	冊
心身障害児相談指導事業 PECS絵カードバインダー		小	5	冊
心身障害児相談指導事業 PECS絵カード		小	5	冊
心身障害児相談指導事業 タイムタイマー			1	冊
心身障害児相談指導事業 ポータブルDVDプレーヤー			1	台
アニメDVD「それいけアンパンマンザ・ベストみんなだいすきアンパンマン			1	冊
アニメDVD「はじめましてトーマス・シリーズいつでもパーシーといっしょ			1	冊
アニメDVD「いないいないばあっブンブンキューン			1	冊
心身障害児相談指導事業 フィットネスボール			1	個
相談判定事業 ポータブルカーナビ AVIC-T99			1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 絵本:おつきさまこんばんは	林 明子作 福音館書店		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 絵本:きんぎょがにげた	五味太郎作 福音館書店		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 絵本:いないいないばあ	松谷みよ子作 童心社		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 絵本:ぐりとぐら	中川季枝子作 福音館書店		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 絵本:はらぺこあむし	エリック・カール作 偕成社		1	冊
乳児用精神発達精密健康診査事業 絵本:100万回生きたねこ	佐野洋子作 講談社		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 絵本:エルマーの冒険	ルース・スタイルス作 福音館書店		1	冊
乳児用精神発達精密健康診査事業 絵本:星の王子さま	サン・テグス「ユベリ」作 岩波書店		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 児童書:なぜなぜえほんセット	中川季枝子作 福音館書店		1	冊
乳幼児精神発達精密健康診査事業 児童書:冒険!発見!大迷路	原裕朗作 ポプラ社		1	冊
ノートパソコン		PC-LS550DS6(W)	3	台
内容)			0	
Windows7 Home Premium			0	
CPU intel Core i5-480M(2.66GHz)			0	
メモリ4GB HDD640GB			0	
ディスプレイ 15.6型ワイド低反射TFT			0	
無線LAN ブルーレイドライブ(DVDスーパーマルチドライブ機能付き)			0	
			2,429	

配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第3次計画）について

1 計画の位置付け

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、県が策定する基本計画
- (2) 第2次基本計画（平成21年3月策定）の後継計画

2 計画の目的

本基本計画に基づき、県、市町村、関係機関及び地域社会などが連携して、配偶者からの暴力の防止に努め、被害者の自立支援を行うこと

* 配偶者からの暴力を以下「DV」とする。

3 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

4 基本的な考え方

(1) 基本理念

- ① 被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現
- ② 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現

(2) 施策体系

- ① 暴力を許さない社会の形成
- ② 被害者の相談・保護体制の充実
- ③ 被害者の自立に向けた支援

5 策定のポイント

(1) 東日本大震災への対応

背景：被災地でのDV被害の増加や潜在化の懸念

【体制整備】 仮設住宅サポートセンター等との連携（スタッフ研修等）による対応強化

【通報促進】 被災地で活動する民間団体等との協力による被害の発見と情報提供の促進

【人材育成】 専門職員、中堅職員等への研修強化と体系的な研修体制の構築

(2) 県内で発生した死亡事案（平成22年2月）の検証に基づいた対応

背景：被害者・加害者の若年化や、被害者のみならず支援者の安全確保への対応

【普及啓発】 若年層への啓発活動の充実（高校生等から中学生へ対象拡大）／出前講座の開催

【安全確保】 配偶者暴力相談支援センターの設置促進／一時保護委託先の拡充

【連携強化】 被害者支援共通シートの活用促進（相談記録様式の統一による被害者の負担軽減）

心のケアに関する支援の充実（施設の心理担当職員によるケアと退所後の継続支援）

6 策定の経過

平成23年10月25日	第1回庁内検討会
平成23年11月4日	第1回DV基本計画懇話会
平成23年11月25日	第2回庁内検討会（中間案検討）
平成23年12月1日	第2回DV基本計画懇話会（中間案検討）
平成23年12月12日	県議会保健福祉委員会報告（中間案）
平成23年12月21日	パブリックコメント実施（平成24年1月20日まで）
平成24年2月3日	第3回庁内検討会（最終案検討）
平成24年2月9日	第3回DV基本計画懇話会（最終案検討）
平成24年3月2日	県議会保健福祉委員会報告（最終案）
平成24年3月19日	第3次DV基本計画策定

資料10

宮城県保健福祉部子育て支援課

母子及び寡婦福祉資金貸付事業

東日本大震災に伴う対応

法令等による対応

【償還の猶予】
貸付を受けた方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難な場合、1年以内でその支払を猶予する。(ただし、連帯保証人が償還できる場合を除く)〔法施行令19〕

【措置期間の延長】
被害を受けた住宅に居住する方が、被災した日から1年以内に「事業開始資金」「事業継続資金」「住宅資金」の貸付を受ける日から2年以内で延長することができる。〔法施行令8-5〕

【寡婦の所得制限限度額の除外】
災害により生活に逼迫があると認められる場合、所得制限の適用を除外することができる。〔法32-27ただし書き〕

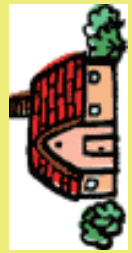
【住宅資金貸付上限額の引き上げ】
一般150万円から特別200万円へ

住宅資金・転宅資金に係る
利子補給事業
【新規事業：補正予算編成中】

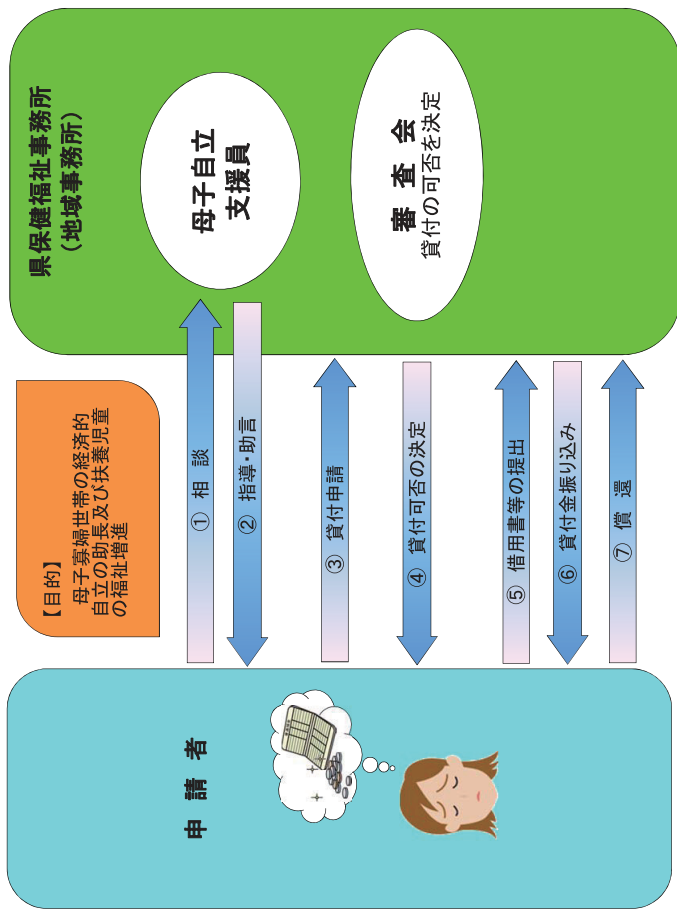
【目的】
東日本大震災により被災した母子家庭の母または寡婦が、住宅修繕や仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移転するための負担軽減を行い、自立を支援する。

【対象者】
本貸付の住宅資金または転宅資金を新規で借り受け、かつ期間内に償還があった者

【支給額及び方法等】
償還があった額のうち貸付利子分(延滞による違約金を除く)を、借り受け者の申請に基づき行う。(手続きの詳細は検討中)



通常の母子寡婦福祉資金貸付業務



【目的】
母子寡婦世帯の経済的自立の助長及び扶養児童の福祉増進

- 貸付の種類【計12種()は貸付上限額】
- 【無利子】
 - ・修学(校種、自宅・自宅外別による)
 - ・修業(月額6万8千円)
 - ・就学支度(校種、自宅・自宅外別による)
 - ・就職支度(一般10万円)
 - 【利子:年1.5%(保証人ありは無利子)】
 - ・事業開始(個人283万円,団体426万円)
 - ・事業継続(個人・団体とも142万円)
 - ・技能習得(月額6万8千円)
 - ・医療介護(医療34万円,特別48万円,介護50万円)
 - ・生活(一般月額10万3千円)
 - ・住宅(特別200万円)
 - ・転宅(26万円)
 - ・結婚(30万円)

第4節 保育支援関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【子育て支援課】

1. 保育所保育料減免支援事業【資料11】

■震災により被災した世帯の経済的負担を軽減するため、平成23年4月30日に、保育料の減免措置を行う市町村への支援について、国へ要望した。

■平成23年6月より、市町村が抱える震災に伴う課題解決を支援するため、各市町村の保育料減免措置に関する対応状況や、各市町村が震災要因により抱えることとなった課題を集約した。それらの情報を整理し、還元したことにより、市町村において減免措置や広域入所の対応が進むこととなった。

■市町村が行う保育料の減免に対する支援について、平成23年6月23日に国から安心こども基金による補助が認められ、6月24日に市町村へ宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金交付要綱により実施する旨を通知した。

■補助対象市町村は、29市町村、補助実績額は、551,940千円。

補助対象市町村	13市15町1村 （減免措置を行っており、かつ、減免措置の対象者が存するもの）
	29市町村中
	家屋損壊割合に対する減免措置 27市町村
	所得減少に対する減免措置 14市町村
	その他の事由に対する減免措置 10市町村
	（扶養義務者の死亡や傷病、原発避難者への特例、等）

2. 認可外保育施設利用者支援事業【資料11】

■被災した子育て世帯の経済的負担を軽減するため、平成23年8月4日に、認可外保育施設利用者に対しても、認可保育所利用者と同等の支援を行うよう、国へ要望した。

■国の支援について明確な意向が示されないため、平成23年11月補正において「認可外保育施設利用者支援事業」を予算化し、平成23年12月21日に予算の執行が認められた。

■補助対象児童は608人、補助実績額は56,477千円。

補助対象児童	608人
	持ち家全壊世帯に対する助成 209人
	持ち家大規模半壊・半壊世帯に対する助成 365人
	所得減世帯に対する助成 34人

3. 保育士証再交付申請手数料の還付

■保育士として業務に当たるためには、保育士登録が必要であり、都道府県知事は登録を行った者に対し「保育士証」の交付をすることとなっている。なお、申請から保育士証の交付までの事務は、県からの委託により東京にある登録事務処理センターにて、全都道府県分を行っている。

■震災後、「保育士証を津波により流失してしまった」との相談があり、被災者支援の一環として、平成23年3月11日までに宮城県知事名で交付された保育士証を、東日本大震災の影響により汚損又は滅失した者に対して、再交付にかかる手数料1,100円を還付した。

■これまでに、43人の申請があり、合計47,300円の再交付手数料を還付した。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■毎年実施している保育施設監査において、月1回の避難訓練を実施するよう指導を徹底した結果、今回の震災時にはすべての保育所で適切な避難がなされ、児童等の人的被害が全く無かった。

【仙台保健福祉事務所】

■震災により被災した保育所があったので、公立保育所については9月から11月にかけて、認可外保育施設については11月下旬から2月にかけて指導監査（立入調査）を実施し、避難訓練（避難先の確認）、児童の引き渡し訓練、消火器使用訓練、職員の役割分担確認等の防災対策を重点的に指導した。また、被災し他の施設に間借りしている保育所もあったので、児童福祉法に基づく最低基準が遵守されているか調査した。

【北部保健福祉事務所】

■4月11日、被災した保育所が公民館で一時的に保育を行うため、その状況について現地調査を行った。
 ■震災前から、保育施設監査時月1回の避難訓練の実施について指導を徹底した結果、今回の震災時に適切な避難が行われ、人的被害がなかった。

【東部保健福祉事務所】

■平成23年3月下旬から、各保育所等の被災状況を電話及び現地踏査により確認し、平成23年10月から平成24年2月にかけて、全保育所等の現地調査を行った。被災施設については、負担が重くならないよう配慮し、事前提出資料等を省略し、安全・衛生管理に重点を置いた現況確認とした。
 ■精神保健福祉センターとともに、女川町の保育士に対し、心のケアに関する講話と個別面談等を行った。

【気仙沼保健福祉事務所】

■平成23年10月中旬から2月にかけて指導監査（立入調査）を実施し、避難訓練（避難先の確認）、児童の引き渡し訓練、消火器使用訓練、職員の役割分担確認等の防災対策を重点的に指導した。

【課題・懸案】 ～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【子育て支援課】

1. 保育所保育料減免支援事業について

■保育料減免に係る補助手法について、国では、国の保育料基準額表の所得による徴収階層区分を変更したとして、その差額分を補填するという考え方であった。一方、市町村における減免手法については、市町村民税、国民健康保険料、介護保険料等の他の制度で多く採用されている家屋損壊割合に対する減免手法を採用している市町村が多かった。

■国では、家屋損壊割合に対する減免手法についても、市町村長が費用負担が困難であると認めるのであれば、保育料基準額表の階層区分を変更したと見なして対象にしてもよいとの見解であったが、具体的な手法が示されず、県において、具体的な手法を市町村へ示さなければならなかった。

■また、家屋損壊割合に対する減免額を保育料基準額表の階層区分を変更したと見なした減免額を算出する作業はかなり煩雑なものであり、市町村による作業も膨大なものとなった。

2. 認可外保育施設利用者支援事業について

■認可外保育施設に対しては、市町村の関与が少ないため、短期間で制度設計に必要な情報（利用者に対する減免措置の状況、対象世帯の把握など）を円滑・効率的に把握することが困難な状況であった。

■財源確保の課題など、利用者支援が不確定な段階で、制度設計に必要な情報を利用者から把握することに苦慮した。（平成23年9月、11月に市町村及び各施設にアンケートを実施）

■認可外保育施設の利用実態は、利用料をはじめ、利用者の利用形態等様々であり、補助対象額の上限額設定等や所要見込額の把握について苦慮した。

■市町村が、認可保育所利用者と同様に、認可外保育施設利用者に対して利用料補助を行うことを前提とした制度設計をしたかったが、補助制度を創設する市町村はほとんどなく、利用者への直接補助を原則とする制度設計を行うこととなった。

■利用者への直接補助となるため、交付決定・交付・確定とも膨大な事務量が生じるとともに、提出書類の確認作業に多大な労力を負うこととなった。

■交付申請等に関する書類については、平易かつ簡便となるよう作成した。

■利用料の補助先が、利用者、認可外保育施設、市町村の三者に対して行うこととなったため、要綱整備等に苦慮した。

■手続きを円滑に進めるためには、認可外保育施設の多大な協力が必要となった。

■地域によっては、認可外保育施設の果たす役割の大きさを改めて認識することとなった。

3. 保育士証再交付申請手数料の還付について

■手数料の払い込みについて、当課としては、再交付申請者の手数料払い込みを始めから免除したい考えであったが、委託している登録事務処理センターのシステム上、一度払い込む必要があるとのことで、やむなく一度払い込んでから、還付する形をとらざるを得なかった。

■手数料還付の情報提供については、登録事務処理センターの協力も得て周知を図っている。当課では申請方法や申請様式について、ホームページにて案内しているが、被災者の多くはインターネットを閲覧できる環境になかった。また、FAXもないという状況であったため、問い合わせがあった際には、随時郵送での案内が必要であった。

■保育士登録について、再交付申請をした者は今年度130名であり、例年の10倍以上となっているが、手数料の還付申請については、43名（平成24年3月末時点）に留まっている。このことは、前述のとおり、一度手数料を払い込まなければならないこと、また再交付手続きを登録事務処理センターにし、その後県へ還付手続きをとらねばならないことなど、手続きの煩雑さが影響しているのではないかと考えられる。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■塩釜本所が震災により被災したことに加え、保育所及び認可外保育施設も多く、現況の把握に時間を要した。

【北部保健福祉事務所】

■認可外保育施設に対して、指導・監督を行うべき県が、救援物資の配布等適切な支援を行うことができなかったのではないかとという反省がある。

【東部保健福祉事務所】

■管内では、保育中に被災して亡くなった職員や児童はいなかったものの、帰宅後に亡くなった児童がいたり、家族を亡くした児童を保育している施設があった。保育所の職員は、保育中の児童の身の安全を確保するために壮絶な体験をしており、再度同様な災害があった場合の児童の安全確保に対し、相当

なプレッシャーを感じているようであった。保育施設によっては、避難訓練の回数を増やしたり、実際に避難場所への移動時間を計ったりして不測の事態に備えているところもあった。

【気仙沼保健福祉事務所】

■家族を亡くした児童を保育している施設や保育所の職員自身が被災している施設もあり、対応に配慮を要した。避難訓練の回数を増やしたり、実際に避難場所への移動時間を計ったりして不測の事態に備えている施設もあった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【子育て支援課】

1. 保育所保育料減免支援事業について

■保育所保育料の減免に対する支援については、国の補助手法に従い、市町村でも煩雑な作業を受け入れたが、震災により他にも膨大な作業を抱えていることから、他の制度のように、市町村にとって簡便な統一した手法を国が示すべきと思われるため、国に災害時の支援の枠組みを平時に構築するよう要請していく必要がある。

2. 認可外保育施設利用者支援事業について

■認可外保育施設利用者への震災時の支援の枠組みについては、利用料の減免・補助等の支援策を含め、国が予め整備する必要がある。

■認可外保育施設に関する利用実態・役割等について、市町村との情報共有を図り、被災時においても、就学前の子どもを育てる世帯に対して、等しく支援ができる体制を構築する必要がある。

■補助手続きを円滑に進めるためには、県全体の約6割を占める認可外保育施設利用者を擁する仙台市との役割分担が必要である。

■被災時等に認可外保育施設の積極的な協力が得られるよう、関係機関との情報の共有等を進め、さらに連携・強化を図る必要がある。

3. 保育士証再交付申請手数料の還付について

■震災で、全都道府県で同様のケースが想定されることから、還付に伴うシステム改修を、登録事務処理センターにおいて、平時にシステム改修を行い、手数料の払い込みを不要とする必要がある。

■平成24年度も継続して手数料の還付を行うこととしており、被災者に対しては申請方法等についての情報を個別に案内することが求められるため、より身近な市町村などに申請様式等を配架するなど、市町村の協力を得ることが必要である。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■非常時の体制について、バックアップを含めた検討が必要である。

【北部保健福祉事務所】

■事務所独自の支援体制(物資の備蓄等)の構築が望まれる。

【東部保健福祉事務所】

■保育施設ごとに、災害に備えたマニュアル等を作成しての避難訓練の必要性が高まっており、引き続き監査及び立入調査の際に各保育施設に指導していく。

【気仙沼保健福祉事務所】

■保育施設ごとに、災害に備えた避難訓練の必要性が高まっており、指導監査（立入調査）の際に各保育施設に指導していく。

保育所等利用者への補助について

1 保育所保育料減免支援事業

(1) 概要

保育所（へき地保育所含む。）を利用する被災者に対し、保育料の減免措置を行った市町村に対し、その費用を補助するもの。

(2) 補助対象市町村 29市町村

(3) 補助実績 551,940千円

(4) 補助率 10/10

※ただし、国が定める保育料徴収基準額の階層区分を変更したとみなした減免額を適用。

2 認可外保育施設利用者支援事業

(1) 概要

東日本大震災により被災した認可外保育施設利用者に対し、被災の状況に応じ利用料の補助を行うもの。

(2) 補助対象児童 608人

(3) 補助実績 56,477千円

(4) 補助率 県1/2（または、基準補助率を乗じた額の1/2）

※原則、利用者に直接補助

第5節 子どもの心のケア関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【子育て支援課】

1. 子どもの心のケア体制及び活動について

■震災により心に深い傷を負った子どもたちへの支援（子どもの心のケア）について、平成23年3月14日、庁内関係課及び関係機関による会議を開催した。避難所など現地への派遣が可能な専門職の人数等について把握を進めることとし、あわせて、保健福祉総務課を通じて厚生労働省に対して、子どもの心のケアに関する専門職員の派遣要請を行った。

■平成23年3月17日から、子ども総合センター及び児童相談所で構成する「宮城県子どもの心のケアチーム」（児童精神科医、保健師、心理士等により編成）が避難所等への巡回訪問を開始した。医療的なケアについては子ども総合センターで、心理的ケアについては児童相談所が主に巡回指導を行った。また、庁内関係課及び関係機関による会議を開催し、各機関における子どもの心のケアに関する活動について情報共有を行うとともに、役割分担等について協議し、就学児童生徒についてはスクールカウンセラーによる心のケアを、未就学児については児童相談所等が主に対応し、医療的なケアを要するものは、子ども総合センターが中心に対応することを確認した。【資料12】

2. 子どもの心のケアの推進強化について

■宮城県震災孤児対策会議（平成23年4月6日第1回開催）において、各避難所で心のケアを必要とする子どもについて情報交換を行ったほか、今後の取組や課題について検討した。また、子どもの心のケアについては、5～10年間は必要と認識すべきことを確認した。

■児童精神科医、臨床心理士の非常勤職員の配置により、子どもの心のケアチームの活動強化を行うとともに、平成23年7月1日から中央児童相談所における土・日・祝日の相談ダイヤルの運用を開始した。

■子ども総合センターの巡回相談、教育庁派遣のスクールカウンセラーの活動について、情報共有を行った。

■児童相談所等における心理士の不足について、地方自治法による児童心理司等の派遣を要請した。

⇒平成23年8月より、児童心理司の派遣受入を開始した。

■市町村が実施する乳幼児健康診査会場へ心理士を派遣する「子どもの心の健康サポート事業」について、提案を行った。

⇒平成23年9月より、乳幼児健康診査会場への心理士派遣開始。

■子どもに直接関わる保育士向け研修会や普及啓発事業の実施について、提案を行った。

⇒平成23年9月、保育士向け研修を開始した。

■保護者等に対する普及啓発活動に関し、パンフレット「災害後の子どもの心のケア」を作成し、全市町村へ配布した。特に、津波による被災が大きい市町村へ重点的に配布した。

■平成23年10月、国の要請により「東日本大震災中央子ども支援センター」が社会福祉法人恩賜財団母子愛育会内に設置され、本県を含む被災3県の要請に応じ、子どもの心のケアに関する支援を実施することとなった。【資料13】また、平成24年2月1日に宮城県窓口が子ども総合センター内に設置された。

■平成23年11月に子どもの心のケアに携わる保育士等専門職向けの参考資料として「被災した子どもの心のケアの考え方とその対応」を作成し、各市町村へ配布した。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■ 保育施設定期監査時に各保育施設の震災時の対応や子どもの状況などの確認を行った。

【仙台保健福祉事務所】

■ マニュアル資料にある子どもの心のケアについてのチラシをコピーにて作成し、管内町村担当課に配布、活用について依頼した。

■ 震災で園児が死亡した幼稚園の保護者へ「災害後の子どものこころのケア」(パンフレット)の配付を行うとともに、子ども総合センターの「子どものこころのケアチーム」巡廻相談を紹介した。

■ 認可外保育施設定期監査時に各保育施設の震災時の対応や子どもの状況などの確認を行うとともに、「災害後の子どものこころのケア」(パンフレット)及び「被災した子どもの心のケアの考え方とその対応」(手引き)を配布した。また、防災対策、安全衛生管理の徹底を図った。

【北部保健福祉事務所】

■ 早期から市町の乳幼児健診が再開したことから、市町の通常業務に新たな視点で子どもの心のケアに留意した健診項目追加を促し、協力を得た。これを契機に、市町の活動に変化が見られた。具体には、乳幼児健診において「震災後の影響の有無を問診時に聴き取る」、「ミニ健康講話の開催」等が展開されていた。

■ 関係資料を児童福祉施設担当へ提供し、市町及び保育施設への配布を依頼したことにより、保育所等部門への啓発が早期から実施できた。

「災害を体験した子どもたちの心のケアについて」⇒施設の稼働状況確認時

「災害後の子どものこころのケア」(宮城県作成)⇒定期保育所監査時

■ 市町担当課及び認可外保育施設へ「災害を体験した子どもたちの心のケアについて」「お弁当づくり」のパンフレットを配布した。

■ 市町及び認可外保育施設へ宮城学院大学畑山教授提供の「災害にあった子どもと親の心を支援するための心得」の冊子を送付した。

■ 保育施設定期監査時に各保育施設の震災時の対応や子どもの状況などの確認を行うとともに、「災害後の子どものこころのケア」(宮城県作成)のパンフレットを配布した。

■ 災害時 PTSD (大人、子ども)に対応する「心のケア相談体制」(暫定版)を整備した。その際、対象者を「二次避難者」のみならず、被災が軽微と思われる「自宅での生活が可能な管内住民」も含めるものとし、管内市町に文書で周知し、利用の促進を図った。

■ 市町の取り組み状況を把握するため「災害時における子どもの心のケアに関する情報」調査を実施した。

■ 「子どもの心のケア」の主たる相談機関である北部児童相談所との情報交換、役割分担を行った。

■ 随時、管内市町へ状況確認を継続した。

【東部保健福祉事務所】

■ 子どもの心のケア相談を行っている関係機関の情報提供を管内市町に行った。

■ 震災により中止となっていた乳幼児健康診査を再開するにあたって、乳幼児及び保護者の心のケアの視点を取り入れた問診票を、市町の担当者とともに検討し作成した。更に市町の要望に応じ、乳幼児健康診査が軌道にのるまでマンパワーとして市町への協力支援を行った。

■ 子どもの心のケア対策には、教育関係部局も含め様々な機関が関わっていたが、全体を統括するところがなく、情報の整理が出来ていなかった。そこで東部児童相談所及び子ども総合センターとの情報交換を行ない、各々の現場で把握している情報や課題の共有を図った。

【気仙沼保健福祉事務所】

■震災後初期の子どもの心のケアに関する相談は、東部児童相談所気仙沼支所と共に対応した。圏域へ心のケアチームが派遣されるようになり、成人の心のケアは当所が、子どもの心のケアは児童相談所が担うよう役割分担をした。以降当所では、子どもの相談があった場合、児童相談所や子どもの心のケアチーム（子ども総合センター、他県より派遣された子どもの心のケアチーム）につなぐ対応を行った。

■子どもの心の健康サポート事業導入時、南三陸町からの活用方法の相談に応じた。応じる相談の範囲、乳幼児健診での相談の流れ、相談対応後のフォロー方法を検討した。また、事業開始後は、相談後のフォロー機関として当所も相談対応を継続した。

■市町へ「災害後の子どものこころのケア」（パンフレット）を配付した。乳幼児健診等で、住民に配布された。

■保育施設定期監査時に、子ども・親の状況の確認を行った。併せて、対応の参考として「被災した子どもの心のケアの考え方とその対応」（手引き）を配布し、相談先として子ども総合センターの子どもの心のケアチーム巡回相談等を紹介した。

【子ども総合センター】**1. 子どものこころのケアチーム巡回相談**

■震災直後から当所の附属診療所に通院する子どもたちの被災状況の把握とともに、電話等で保護者の相談に応じた。連絡のとれない家庭も多かったため、県や市町の母子保健や児童福祉の関係者から子どもたちの被災状況の把握に努めながら、被災した子どもたちのこころのケアに応じる体制づくりを行った。

■震災から1週間経過したところで、津波被害から逃れ避難所で生活する子どもたちのこころのケアの要請があったため、児童精神科医・心理士・保健師・教員でケアチームを組織し避難所を巡回し、避難所の関係者の相談に応じ、同日県外から派遣された子どものこころのケアチームへの引き継ぎを行った。

■石巻地区については、当所の石巻診療室が津波で大規模半壊状態となったため、震災2週間後から、児童精神科医・心理士・保健師・教員によるケアチームで避難所や家庭を訪問し、診療及び震災後のこころの相談を行った。

■平成23年4月からは、被害の甚大であった沿岸部を4地区に分けて、子どもたちのこころのケアを行うため児童精神科医・心理士・保健師・教員で児童精神科医療班（子どものこころのケアチーム）を派遣し、巡回相談を開始した。巡回相談は、1ヶ月当たり4地区で延べ16日の相談日を設け、当面3ヶ月間の相談日程を組み、四半期ごとに相談体制の見直しを行うこととした。

子どものこころのケアチームの活動内容としては、子ども・保護者からの個別相談のほか、子どもに関わる教員・保育士・保健師からの相談に応じてきた。また、地域での保護者や関係者を対象とした講話や座談会などを行い、保護者や関係者への啓発の機会を設けるなどして、子どもたちのこころのケアの充実を図った。

■平成23年7月からは、相談者の増加に伴い、児童精神科医・心理士を非常勤の相談担当者として雇用し、子どものこころのケアチームの活動日数を16日から28日に増やすことで相談体制の拡充を図った。

■平成23年10月からは、愛知県保健師の長期派遣による協力を得て、子どものこころのケアチームの相談実施体制の充実を図った。

平成23年度実績

（活動延べ日数）227日

（相談実績）①当事者からの個別相談：延べ359人 ②関係者からの相談：延べ81人

（講話）17回実施・延べ327人参加

2. 心のケアに関する研修会の実施

- PTSD等の症状を呈する児童への関わり方、保育士等援助者自身の心のケア等を学ぶための研修会を開催した。
- 少人数は心のケア巡回相談で、それ以外は研修会、セミナーと分担して行った。
- 既存の事業でも予定を変更して、子どもの心のケア等を研修内容に取り入れた。

※新規（研修会）

平成23年9月21日石巻市河南総合支所	31名参加
平成23年9月22日子ども総合センター	47名参加
平成24年1月20日気仙沼保健福祉事務所	76名参加
平成24年3月9日岩沼市総合体育館	46名参加

※既存（研修会・セミナー）

平成23年7月26日・7月27日子ども総合センター	19名参加
平成23年9月8日・9月9日子ども総合センター	20名参加
平成23年10月28日エルパーク仙台	173名参加
平成24年2月13日せんだいメディアテーク	151名参加

【中央児童相談所】

1. 被災地の子ども心のケア

- 被災地市町村や避難所等を震災直後から児童福祉司・児童心理司が巡回し震災孤児と心のケアを要する子どもを把握。
- 当初はライフラインが遮断した困難な状況で生活し、心のケアのニーズはなかなか寄せられなかった。
- 平成23年4月から5月末までは、他自治体派遣の児童心理司と児童福祉司の11チーム・22人が巡回を引き継いで対応した。

2. 震災孤児の心のケア

- 児童心理司が児童福祉司と共に児童養護施設や親族宅を家庭訪問し、個別に支援している。

3. 子どもの心のケアガイダンス（平成23年4月初めから調整）

- 保育所が再開され、集団に所属している子どもから心のケアの視点で関わるため、沿岸部9市町の保育所・幼稚園で希望した所に児童心理司等を派遣して、保育士等へ心理教育的ガイダンスを実施した。
- 保育所・幼稚園等に40回実施、計51施設、427人の職員に実施した。

4. 子どもの心のケアチーム設置

- 児童心理司・児童福祉司が保育所等を巡回し、相談や助言等を行っている。
- 年代に応じた全庁的な調整から、児童相談所は、主に未就学児童の心のケアを担うこととなった。

5. 子どもに関する電話相談（土日祝日ダイヤル）

- 土日祝日も対応する「子どもの心のケアの相談」の電話を県内全域を対象として中央児童相談所に設置することとなったが、準備段階で、受け付ける相談内容を拡充し、「子どもに関する電話相談」として設置した。

6. 心の健康サポート事業

- 平成23年9月より、希望のあった管内3市町（塩竈市・七ヶ浜町・山元町）の乳幼児健康診査に児童心理司等を派遣し「心の健康問診票」を用いたスクリーニングや個別相談、カンファレンスでの助言指導を行っている。

【北部児童相談所】

- 震災相談窓口の設置の他、心のケアに関するチラシを作成し、管内避難所及び保育所、幼稚園等に配布した。
- 震災発生時から6月末までに受け付けた来所相談は1件（石巻市からの転居児童）、電話相談は6件で、

主な内容としては地震後、子どもが怯えて親にしがみつくと、登校を渋るようになった、赤ちゃん返りがある等であった。現在、沈静化している感はあるが、相当程度時間が経過した後に発症するケースもあることから、今後も注視していくこととしている。

■児童相談所医師や児童心理司を市町や教育団体等からの要請に基づき派遣し、子どもの心のケアに関する講話を行い、PTSD等に対する理解や子どもへの接し方等に関する啓発を図った。

■二次避難所を設置している市町担当部局とのネットワークを強化し、子どもの心のケアに関するニーズ調査や情報交換を行った。

【東部児童相談所】

■他の児童相談所と同様、「子どもの心のケアチーム」の一員として、被災地域を巡回して、児童や保護者等の相談に応じた。4月から7月までの間に、本所では自治体等派遣職員の応援を得て、延べ978カ所の避難所を巡回、気仙沼支所では北海道から派遣された医療チームと合同で避難所を巡回した。

■「子どもの心のケアガイドダンス」では、自治体等派遣職員中心に、本所では延べ124カ所の被災保育所等を訪問し、延べ151件の個別相談に応じた。また、支所では延べ127カ所を巡回し、延べ120件の個別相談に応じた。

■「心の健康サポート事業」では、自治体等派遣職員中心に、管内市町が実施する乳幼児健康診査の会場を訪問し、本所では22人、支所では35人の個別相談に応じた。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【子育て支援課】

1. 子どもの心のケア体制及び活動について

■大規模災害時における子どもの心のケアについて、過去の事例における検証報告等が有用であった。

■児童精神科医、臨床心理士等、心のケアについての専門職が限られていることから、実態の把握が遅れるケースも見られた。

■また、ケアの必要な児童等を確認する市町の保健師は、住民全般の対応に追われ、子どもへの支援に十分手が回らないケースも見られた。

■避難所等の巡回に際しては、相談援助活動に対する避難者の理解が得られにくいとの報告もあった。

2. 子どもの心のケアの推進強化について

■地方自治法に基づく他の地方自治体からの派遣職員(長期)の受入れにあたっては、職員の住居や交通手段の確保に苦慮した。

■保健福祉部関係課と教育庁関係課との間では、平時からの相互理解と連携に加え、震災時における連携や役割分担等のあり方を協議することが重要である。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■ 1. 発災直後～数日間(数週間)について

■震災により役場機能が麻痺した市町においては、被災対象者(児)の把握が難しかったので、保健福祉事務所が支援に入れる体制づくりが必要だった。今後については、県事務所も被災した場合も想定し、後方支援体制についても、検討しておくことが必要である。

■子どもの心身の健康のためには、早期に日常生活を取り戻す支援が必要であるため、市町では対応できない場合は、保健福祉事務所がハード面、ソフト面のニーズを把握し、支援団体等のコーディネータ

一へ伝えられるように支援することが必要である。

2. 数週間～数か月（～現在～数年）について

■子どもの心のケアとしては、リーフレットの配布が主な対応だったため、各関係機関との実務者レベルでの情報交換が不足している。

■被災者(児)支援は、長期間に渡り支援することが必要であり、震災時点で「子ども」であった子どもたちが、思春期または成人になっても見守り、支援していく継続性が必要である。「子どものこころのケア」の対象者から、「(大人の)こころのケア」の対象者としてスムーズに移行できるような支援体制づくりが必要である。

【北部保健福祉事務所】

■6月に管内市町の乳幼児健診等でのこころのケアの実施状況を確認しているが、確認時期が遅かった。各市町の乳幼児健診は3月下旬から4月上旬に再開していたので、4月頃に各市町の取り組みの方向性など確認し、停滞していた「項目追加」などへ助言を行うことが必要であった。

■ケアに関する県の施策や情報が津波被害の大きい沿岸部事務所を中心に提供されたが、内陸部の当事務所においても、同様の対応が必要であった。

【東部保健福祉事務所】

■子どもの心のケアについては、様々な機関がバラバラに活動しており、その情報が集約されていなかったため、市町等関係機関から「どこにどのような相談ができるのか分からない。」との声があがっていた。特に市町の保健部門からは、教育関係部局の活動内容が分からず、協力体制を構築することが難しいという声もあった。

【気仙沼保健福祉事務所】

■心の健康サポート事業導入時、相談実施後のフォロー体制の検討に苦慮した。市町では、他の母子保健業務や母子保健以外の業務も行っているため、市町内でフォロー対応できる人員の配置が困難であった。

【子ども総合センター】

■第二四半期から、通常業務と並行して巡回相談を計画する関係等あり、1日に2～3チームが別々に活動する日が多くなり、スタッフの配置スケジュールの調整が困難であったが、所内の職員が一丸となって巡回相談の実施体制を確保することに尽力して臨んだことで、活動日数が増えても、ケアチームの実施体制を低下することなく進めることができた。

■1週間ごとに活動の振り返りの時間を持ったことで、支援内容の検討を行うことができた。また、気になっていることや困っていることについて、随時スタッフ間で話し合うことができ、懸案事項等の解決も早期に図れた。震災対応に追われ多忙な中でも、短時間でも頻回にスタッフ間で話し合う機会を設けることは大切であると感じた。

■被災した保育所では、保育士が子どもの保育、建物の復旧等に並行して取り組み、自身や親族が被災された方もおり、必要性は感じるものの、研修を受講する余裕がない状況が続いた。

■まず、保育者自身に心身の健康を取り戻してもらうことが優先された。

■会場については、被害により使用不能であったり、避難所や倉庫に使用されている施設が多かったことから、確保が困難であった。

■研修会の希望があれば出向いて開催する旨の通知を被災市町に対して行ったが、実施に至ったのは1市のみであった。

■そこで、被災地に出向いて研修を開催するのではなく、子ども総合センターにおいて開催する通常の研修のカリキュラムを一部変更して子どもの心のケアをテーマに取り上げるとともに、被災地の保育士等から受講申込があったときは、優先的に受講決定した。

【中央児童相談所】**1. 震災孤児の心のケアについて**

■震災直後は市町村があらゆる対応に追われて震災孤児の情報把握が困難で、児童相談所が直接情報を集める活動が必要であった。

■避難所に子どもだけにいるらしいとの情報を頼りに、避難所の管理者や親族等から確認するため訪問を重ね、震災孤児を特定し、心のケアの必要性の把握と併せて支援した。

■震災孤児を養育している親族宅等を訪問する中では、反応を表している児もあれば、今は落ち着いているため子どものことに触れて欲しくないというニーズの低いケースもある。

2. 子どもの心の健康サポート事業について

■震災対応の新規事業だが、市町村等の関係機関との調整に十分な期間がなかったため、特に事業開始時には混乱が生じた。

■健診での相談では、対象児よりもその兄姉や保護者自身の不安や訴えといった内容が多かった。

【北部児童相談所】**1. 心のケアについて**

■今回活用したチラシや市町村職員向け対応マニュアル、電話相談対応用資料については、岩手・宮城内陸地震の際に作成した資料を基に、迅速に準備することができたが、日頃から災害時の心のケアに対応できる職員の養成にも取り組んでおくべきであった。

2. 津波被害時における後方支援について

■当所は、県内の児童相談所の中で唯一管轄地域が津波の被害を受けなかった機関であることから、今回のような事態に備え、被害が甚大だった児童相談所への後方支援や連携のあり方を明確にしておく必要性を感じた。

【東部児童相談所】**1. 子どもの心のケアの普及啓発活動について**

■各避難所等を巡回し、心のケアが必要な児童の確認や支援の必要性について啓発に努めたが、初期の頃は避難所も混乱状態にあり、パンフレット等を置いていくことすら拒否される場合もあった。また、提供した情報も、避難所に集まる多数の情報の中に埋もれてしまいがちであった。さらに、中期に入ると、日中は、保護者が子どもを連れて避難所から出かけて不在であることが多かった。対象者に必要な情報がきちんと伝達されるための創意工夫が必要であった。

2. 関係機関の連携について

■関係機関同士で情報が共有化されず、複数の機関による類似の調査等が何度も行われ、現場に負担をかけてしまう結果となった。また、各地から派遣された各医療チームが引き上げた後のフォローが懸念されたことから、子どもの心のケアについて、総合的な企画・調整に携わる機関が必要であると感じた。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【子育て支援課】

1. 子どもの心のケア体制及び活動について

■今回の災害で一定の成果を上げたDMATのような医療チームの活動を参考に，大規模災害が発生した際には，被災地からの要請を待つことなく，自動的に支援職員が派遣されるよう，広域的支援制度を予め構築しておくことが必要である。

■児童精神科医，臨床心理士等の専門職員の不足は深刻な課題であることから，学校現場や，保育所等への県外からの支援も含めた広域的な支援体制，連携の在り方を平時から検討する必要がある。

■専門職の確保を図るため，医師会や各心理士会との間で予め協力体制を構築することが必要である。

■各保育所や幼稚園の教諭や保育士等に対する子どもの心のケアに関する研修については，長期的な対応が不可欠であることから，その講師など県外からの広域的・長期的な支援の枠組みの構築が必要である。

2. 子どもの心のケアの推進強化について

■保健福祉部局と教育庁との連携については，既に庁内連絡会議，地域連絡会議等の開催により強化を図っているが，更に医師会，心理士会，市町村，学校等との効果的な連携の在り方を検討する必要がある。

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■現時点では具体化していないが，年数を経ることで，震災当時の幼児が小学生へ，小学生が中学生へ，中学生が高校生へ，高校生が大学または社会人へとあがっていく。年齢や，施設ごとに縦割りで行われている心のケアが，上手く引き継がれていくような体制づくりが必要である。また，数年ごとに，心のケアを担当する職員が人事異動等で替わることが予測されるため，長期にわたって研修を受けることができるような研修体系が必要である。

【北部保健福祉事務所】

■電話が不通でも医療機関と行政が災害時に早期から連絡が取れるように，メーリングリスト，市町と精神科医療機関との連絡網などの準備が必要である。

■これから長期的に発生する心のケア(自殺予防対策)について，心の相談，アルコール相談を充実するとともに，その周知を図る。また，地域支援者に対してゲートキーパー養成研修などを市町と協働で行い，早期に発見し，治療や相談支援につなげられるようにする。

■平常時から災害等を想定した配布資料の準備，研修会等による対応スキルを磨くとともに，市町担当者，精神科病院とのメールなどの連絡網を整備しておくことが必要である。

■通常業務を柔軟に変化させ，予測される健康課題（PTSD，保護者のストレスなど）の早期発見に努める。

■管内全体の把握を定期的実施する（調査の頻度を増やす）。

【東部保健福祉事務所】

■子どもの心のケアについて，緊急時の各機関の役割分担を決めておく必要がある。教育関係部局も含めて情報を集約し，統括するところが必要である。

【気仙沼保健福祉事務所】

■心の健康サポート事業等新規事業を実施する際には、対象者（子ども・家族）の生活が相談後も継続していくことを考慮に入れ、フォロー体制まで見通しを持って開始することが必要である。

【子ども総合センター】

■平成24年度も子どものこころのケアチームによる巡回相談を継続して実施予定。

■平成23年度の活動を振り返り、潜在化している子どもたちのこころの問題について相談しやすくなるようケアチームの体制を見直し、対象地域の市町関係者との連携を密にし、被災した子どもと保護者の地域生活に密着した相談体制の確保に努めていく。

■また、被災により重篤なこころの問題を抱えた子どもたちへのこころのケアの充実を図るため、可能な限り同じ担当者が相談に応じることができるようケアチームを組織し、随時支援内容の検討を行いながら相談に応じていく。

■今後とも被災地の意向を受けとめ、研修事業に反映していく。

■東日本大震災中央子ども支援センターが昨年11月設置され、平成24年2月から宮城県現地窓口も発足し、保育所、児童館等に対し専門家による支援が行われている。

■今後も研修事業の中で研修テーマとして取り上げるとともに、東日本大震災中央子ども支援センターと調整しながら役割を果たしていく。

【中央児童相談所】**1. 震災孤児の心のケアについて**

■必要度を定めて児童心理司が児童福祉司と相談にのり、養育者を支える体制をとる。

■学校のスクールカウンセラーや医療機関との連携をしながら支援する。

2. 子どもの心の健康サポート事業

■親自身の不安や相談について、市町村や成人の相談を担う関係機関につないでいく。

3. 子どもに関する電話相談

■子どもの心の問題と親自身の不安が未整理である相談もあり、心の問題として一本化し、相談に応じる必要がある。また、仙台市においても同様のダイヤルを設置しており、相談を受け付ける際は継続的に相談が必要な場合等、状況に応じて仙台市のダイヤルの案内も必要となる。

4. 子どもの心のケアガイダンス

■一定程度、生活が落ち着いた時期に、保育所・幼稚園にフォローの連絡をとる方向だとよかったのではないかと。保育士等に心の安定について確認がとれたり、新たな状況への対応を検討しているものに助言ができたりする。

5. 子どもと大人の心のケアが別々に担当されることの見直し

■相談を進めていくと、子どもの心よりも保護者自身の不安の相談が主であることが多く、子どもと大人双方の相談に対応できる体制の構築により、利用者の利便性の向上を図る必要がある。このことについては、市町村からも同様の要望が出されている。

【北部児童相談所】

■平成24年2月24日に「大崎・栗原地域子どもの心のケア対策連絡会議」を開催し、子どもの心のケアに関わる保健・福祉・教育機関での情報共有を図った。

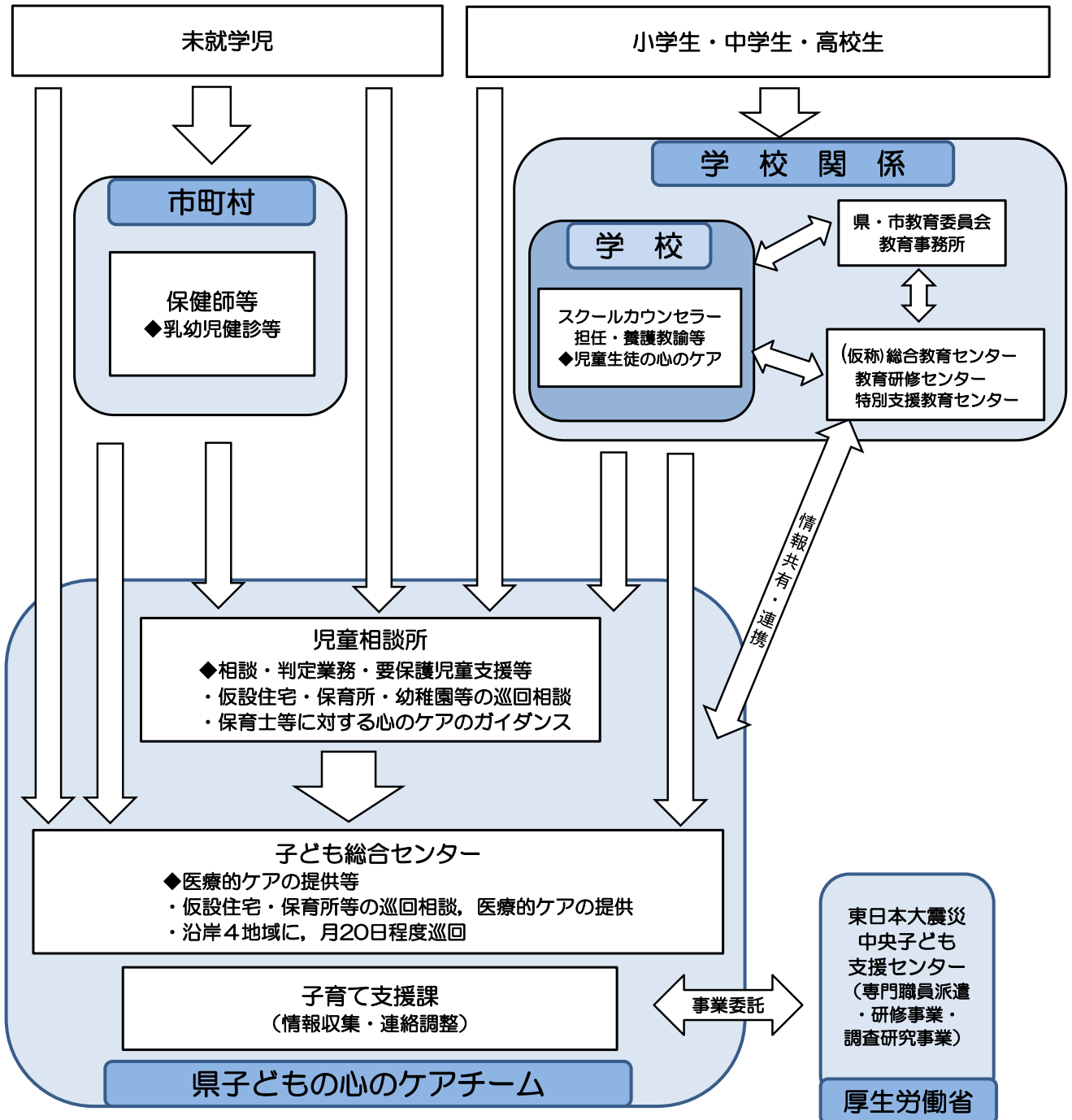
■児童福祉施設入所児童の安否確認方法については、仙台市児童相談所を加えた4児相の措置担当者会議において整理した。

■子どもの心のケアについては、命日反応等、今後顕在化するケースも予想されることから、市町等と連携しながら引き続き対応していく。また、職員研修を定期的実施していく。

【東部児童相談所】

■平成24年3月13日に「気仙沼地域子どもの心のケア対策連絡会議」、同16日に「石巻・登米地域子どもの心のケア対策連絡会議」を開催し、子どもの心のケアに関わる保健・福祉・教育機関での情報共有を図ったが、今後、定期的を開催し、地域の実情に応じた関係機関の連携体制を確立していく。

子どもの心のケアへの対応について



資料13

被災した子どもたちの支援に関するこれからの取組  厚生労働省

- 10月27日、「[東日本大震災中央子ども支援センター](#)」を設置して、被災地の行政や関係機関と協働して取組を進めることとした。（社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所）
- [支援センター](#)は、[岩手県・宮城県・福島県に現地窓口の設置を予定](#)。
- [支援センター](#)の下に、支援方策について協議し、専門家の派遣などの支援を協働して行うため [東日本大震災中央子ども支援センター協議会](#)を設置。
（46の関係機関と厚生労働省及び文部科学省もオザーバーとして参加）

東日本大震災中央子ども支援センター

【本部】 ○ [岩手県・宮城県・福島県の実情に応じた支援](#)

- ・派遣要請を基に児童精神科医、心理士等の派遣調整(コーディネイト)
- ・子どもの心のケアに関する研修、講座等の企画
- ・子育て支援・相談活動の企画
- ・保育士や教師等に対するメール相談の企画・提供

○ 子どもに関する情報の収集、研究所において分析

協議会

要請

協議会構成団体

- 児童精神科医等の派遣
- 子ども心のケアに関する研修、講座等への専門職の派遣
- 子育て支援・相談等への専門職の派遣
- 保育士や教師等に対するメール相談等

派遣・相談

岩手県・宮城県・福島県等

【現地窓口】

(岩手県・宮城県・福島県)

- 現地の支援ニーズの把握
- 支援方法の確認
- 支援の現地調整(コーディネイト)

支援要請
情報提供

(参考)

東日本大震災中央子ども支援センター協議会 構成団体等

- あしなが育英会
- 公益社団法人 SBI子ども希望財団
- NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
- 社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター
- 財団法人 児童健全育成推進財団
- スクールカウンセリング推進協議会
- 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- 財団法人 全国里親会
- 全国児童相談所長会
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- 社団法人 全国保育士養成協議会
- 一般社団法人 全国保健師教育機関協議会
- 全国保健師長会
- 財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
- 全国民生委員児童委員連合会
- 認定特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター
- 日本医師会
- 公益社団法人 日本医療社会福祉協会
- 社団法人 日本栄養士会
- 社団法人 日本学校歯科医会
- 財団法人 日本学校保健会
- 日本学校薬剤師会
- 公益社団法人 日本看護協会

- 日本歯科医師会
 - 日本小児神経学会
 - 日本小児精神神経学会
 - 一般社団法人 日本児童青年精神医学会
 - 社団法人 日本社会福祉学校連盟
 - 社団法人 日本社会福祉士会
 - 社団法人 日本社会福祉士養成校協会
 - 一般社団法人 日本小児科医会
 - 社団法人 日本小児科学会
 - 日本小児看護学会
 - 日本小児心身医学会
 - 社団法人 日本精神保健福祉士協会
 - 一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会
 - 日本保健福祉学会
 - 社団法人 日本薬剤師会
 - 日本乳幼児医学・心理学会
 - 公益財団法人 日本ユニセフ協会
 - 一般社団法人 日本臨床心理士会
 - 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
 - 日本臨床発達心理士会
 - 東日本大震災子ども支援ネットワーク
 - 公益財団法人 東日本大震災復興支援財団
(10月27日現在:46団体)
- *オブザーバーとして
厚生労働省、文部科学省が参加。

第6節 子育て環境の整備関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【子育て支援課】

1. 被災児童やその家族を支援するための相談・援助事業費補助について

■被災地においては、避難所の設置や応急仮設住宅の建設等に伴い、児童の居場所や遊び場が減少し、その確保が課題の一つとなっていた。

■また、震災により孤児・遺児となった児童を養育する世帯等においては、児童に対する心のケアはもとより、未成年後見人制度の活用や相続に係る手続きなど、多岐にわたるサポートが必要とされていた。

■国の一次補正に伴い、震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するための相談・援助として、子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）を財源とし、地域の実情に応じた創意工夫ある取組を実施することが可能となった。

■それを受け、被災地において被災児童等に対し支援活動を実施するNPO等の民間の団体に対し、その活動に要する経費を市町村を通じて助成するため、「被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助」を実施することとし、平成23年10月19日に補助金の交付要領を制定した。

【資料14】

■当該事業の準備に当たっては、特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎの協力を得ながら、沿岸部の被災市町を中心に、NPO等の民間団体による支援活動の実施状況やニーズ等について調査を行った。

■発災直後から、日本ユニセフ協会などのNGOによる支援活動が展開されていたが、NGOが撤退した後に引き続き被災地において支援活動が継続される環境づくりを進めていく必要があると考え、宮城県内を本拠地とするNPO等の団体が、長期にわたって地域に根ざした支援活動を継続することの一助となるよう、当該補助金の整備を行った。

■平成23年度においては、仙台市、石巻市、気仙沼市において当該補助金を活用し、NPO等の21団体に対して7,252千円の助成を行った。

2. 仮設住宅サポートセンターにおける支援について

■震災発生当初は、県外からの子どもや子育て支援を行う各種団体・個人が多数活動していたが、復興がすすむにつれて、それらの団体が撤退し、子どもや子育て世帯に対する支援が減少することが懸念された。

■住み慣れたコミュニティを離れて子育てを行う世帯への支援は、時間の経過とともに必要とされる内容が変化するため、個々の地域の事情に応じた支援が求められた。

■国の一次補正により、東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しが行われたことを受け、仮設住宅に設置される集会所等で相談窓口や地域の交流などを担うサポートセンターの子ども・子育て世帯に対する支援機能を活用した、サポートセンター支援事業を実施することとした。

【資料15】

■当該事業の目的は、地域に根付いた子育て支援活動を行う団体及び個人に対して、その活動が一層充実としたものとなるよう、セミナー等の開催や、子育て支援に取り組む関係者間の連絡会議の開催などを行い、地域の子育て支援活動者のネットワーク構築を促進することであった。

■当該事業の実施にあたっては、宮城県内での子ども及び子育て支援活動について実績があり、「宮城県サポートセンター支援事務所」の協力団体として登録を行っているNPO（チャイルドラインみやぎ）に委託を行った。

3. 子ども支援会議への参画

■被災した児童やその家族の支援に当たっては、行政機関による対応に加え、様々な子育て支援活動に取り組むNPO等との連携が重要であることから、関係機関とともに「子ども支援会議」を立ち上げ、情報の共有化や相互の連携強化を図ったほか、活動に対する助言を行った。

■会議は平成23年8月から平成24年3月まで、毎月1回の頻度で開催（合計8回）された。

【課題・懸案】 ～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【子育て支援課】

1. 被災児童やその家族を支援するための相談・援助事業費補助について

■避難所や応急仮設住宅等における支援活動については、当初、NPO等の民間団体の活動状況等を把握することが困難な状況であり、支援活動の内容やニーズ等の調査から行うこととなった。

■また、市町村職員については災害対応業務に追われていたため、事業の理解や周知に時間を要した。

2. 仮設住宅サポートセンターにおける支援について

■仮設住宅サポートセンターの担当部署が市町村によって異なることなどの理由により、事業の周知方法を工夫する必要があった。

■委託先のNPOに対して、事業実施についての報告等を通じて、情報の交換及び共有を積極的に行う必要を感じた。

【対応状況・今後の対応】 ～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【子育て支援課】

1. 被災児童やその家族への支援について

■それぞれの被災地のニーズを的確かつ迅速に捉え、そのニーズに即した支援活動を実施するためには、行政とNPOなどの民間団体等との役割分担、連携・協力のあり方を、平時において関係団体と共有し、被災時に迅速に連携して被災児童等に対する支援ができる体制を構築するとともに、支援制度のあり方についても検討しておく必要がある。

2. 仮設住宅サポートセンターにおける支援について

■仮設住宅における子育て世帯への支援についても、上記と同様に、関係団体と連携・協力して支援することができる体制・仕組みづくりが必要であり、そのためには、子ども支援会議のような情報共有や連携強化の場も、非常に重要である。

資料14

被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助

趣旨

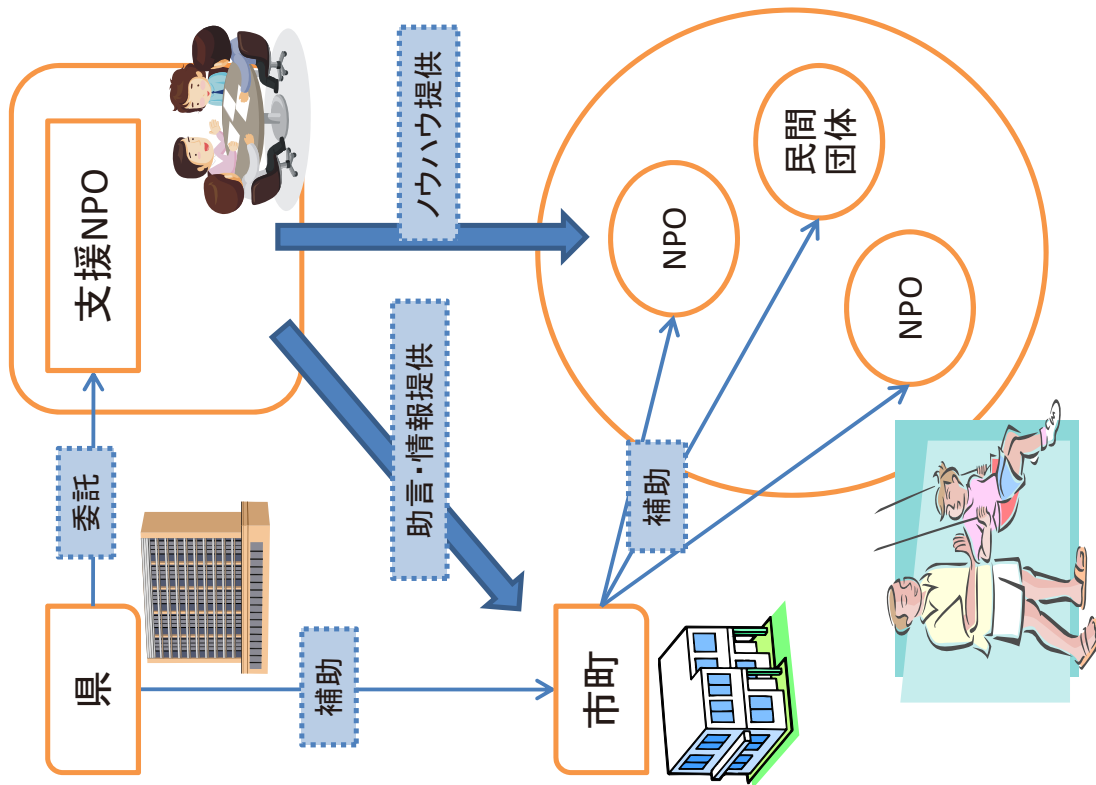
東日本震災に被災した子ども及びその家族等への支援を実施するNPO等の団体に対し、県が市町村を通じて補助金を助成し、被災地におけるきめ細やかな支援活動を促進する。

補助対象事業

- (1) 子どもの遊びの場の提供事業
被災児童が安全に、安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等に対して補助を行う。
- (2) 一時預かり等補完事業
保育所や放課後児童クラブの被災により、一時的に保育を受けられなくなった被災児童等に対して、一時預かりに準ずる保育活動を提供するNPO等に対して補助を行う。
- (3) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会・相談会等の実施事業
被災児童等を対象としたイベント等を開催するNPO等に対して補助を行う。
- (4) その他被災児童等への支援となる事業

補助基準額

財源：安心こども基金
補助率：定額補助(10/10) 補助限度額：1,000千円



仮設住宅サポートセンター支援事業について

子育て支援課

1 目的

仮設住宅において子育て世帯が安心して暮らせるよう、サポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成，団体間のネットワークづくりを促進するため，以下の業務を実施

2 実施形態

委託（委託先：宮城県サポートセンター支援事務所の協力・支援団体（NPO））

3 委託期間

平成23年12月1日～平成24年3月21日

4 業務内容

（1）子育て支援を行う関係者のためのセミナー等の実施

- ・対象者：子育て支援活動に取り組む団体及び個人
- ・概要：子育て中の親に対しての接し方など，支援活動を行うために必要なノウハウ等をレクチャーし，参加者の子育て支援活動がより効果的なものとするためのセミナー等を実施

（2）子育て支援に関するワークショップなどの実施

- ・対象者：子育て支援活動に取り組む団体及び個人
- ・概要：子育て支援活動についてのノウハウ等を体験的な内容などによりその理解を促進させ，参加者の子育て支援活動をより効果的なものとするためのワークショップ等を実施

（3）地域における子育て支援ネットワークづくりのための連絡会議の実施

- ・対象者：サポートセンター運営関係者，自治体職員，子育て支援活動に取り組む団体及び個人
- ・概要：各地域において活動を行っている，子育て支援に取り組む個人や団体間，サポートセンターなど，地域の子育て支援に関わる関係者同士のネットワークづくりを促すため，連絡会議等を実施

（参考）仮設住宅サポートセンター（13市町 51カ所開設予定）

平成24年3月31日現在開設済み 13市町50ヶ所

石巻市（15ヶ所），塩竈市（1ヶ所），気仙沼市（4ヶ所），名取市（1ヶ所），多賀城市（2ヶ所），岩沼市（1ヶ所），東松島市（4ヶ所），亘理町（1ヶ所），山元町（1ヶ所），七ヶ浜町（1ヶ所），南三陸町（7ヶ所），女川町（8ヶ所），仙台市（4ヶ所），